岸和田市災害史料集

(初版)

岸和田市教育委員会

(凡例)

- (1)本史料集は、現在の岸和田市域において過去に起きた自然災害に関する史料を収集し、 したものですが、今後新たな史料が見つかった場合には随時追加する予定です。
- (2)本文は、綱文(内容要約)、史料名、出典、史料本文の順に示し、必要に応じて しました。 印で注を付
- (3)翻刻にあたっては次の要領に従いました。
- 漢字は原則として常用漢字を用い、変体仮名や合字等は現行の仮名に改めました。
- 口、読解の便のため、適宜、読点や並列点をつけました。
- 虫損や破損によって判読できない文字は、 としました。 または[کار 判読できなかった文字は
- 二、原本の文字が明らかに誤っていると判断される場合は、右傍らに()で注記し、疑わしい 場合は、右傍らに(ママ)(・・・カ)としました。
- (4)史料の一部に人権上不適切な表現を含むものもありますが、差別の歴史を科学的に究明する ことによりその解消に寄与しうると判断し、原則としてそのまま掲載しました。ただし、プラ イバシーに関わる記事については、 変換できない漢字については@で示し、当該史料末尾にその漢字の偏や旁を示しました。 一部の人名等を(として伏字にした箇所もあります。
- (5)本史料集の利用については歴史、災害史その他の学術研究目的に限り自由としますが、 を明記してください。 ムページ上での引用を含めて研究論文等で引用し公表する場合には、本史料集から引用した旨

目 次

9	一七〔日本文徳天皇実録〕 天安二年六月七日条
	天安二(八五八)年六月(和泉国で落雷により官舎破損・死者などの被害があった。
9	一六〔続日本後紀〕 承和四年三月八日条
	承和四(八三七)年三月 和泉国で飢饉があった。
8	一五〔日本紀略〕 天長九年四月二十一日条
	天長九(八三二)年四月(朝廷は和泉国の飢民に賑給した。
8	一四〔日本紀略〕 弘仁十四年七月四日条
	弘仁十四(八二三)年七月 朝廷が祈雨のため大鳥・積川両社に奉幣した。
8	一三〔日本紀略〕 弘仁十一年四月二十六日条
	弘仁十一(八二〇)年四月 和泉国で飢饉があった。
8	一二〔続日本紀〕 延暦九年四月二十九日条
	延暦九(七九〇)年四月 和泉国などで飢饉があった。
8	一一〔続日本紀〕 延暦元年六月十四日条
	延暦元(七八二)年六月 和泉国で飢饉があった。
8	一○〔続日本紀〕 宝亀六年八月五日条
	宝亀六(七七五)年八月 和泉国で飢饉があった。
8	九〔続日本紀〕 神護景雲元年二月二十二日条
	神護景雲元(七六七)年二月 和泉国で五穀が不作であった。
8	八〔続日本紀〕 天平神護二年四月十五日条
	天平神護二(七六六)年四月 和泉国で飢饉があった。
8	七〔続日本紀〕 天平神護元年二月四日条
	天平神護元(七六五)年二月 和泉国などで飢饉があった。
7	六〔続日本紀〕 天平二十年七月三十日条
	天平二十(七四八)年七月 河内・出雲両国で飢饉があった。
7	五〔続日本紀〕 天平十九年二月二十二日条
	天平十九(七四七)年二月 河内国などで飢饉があった。
7	四〔続日本紀〕 天平五年閏三月二日条
	天平五(七三三)年閏三月 和泉監などで旱害が甚だしかった。
7	三〔続日本紀〕 天平四年七月五日条
	天平四(七三二)年七月 畿内で旱害があった。
7	二〔続日本紀〕 和銅二年五月二十日条
	和銅二(七〇九)年五月(河内国などで連日の降雨により苗に被害があった。
7	一〔続日本紀〕 慶雲三(七〇六)年二月十六日、四月二十九日条
	慶雲三(七〇六)年二月~四月 河内国などで飢饉があった。

	貞観五(八六三)年二月 和泉国などで飢饉があった。	
	八〔日本三代実録〕 貞観五年二月二十一日条	9
	元慶元(八七七)年正月 畿内で飢饉があり、河内・和泉両国は特に甚だしかった。	
_	九〔日本三代実録〕 元慶元年正月二十七日条	9
	元慶二(八七八)年正月(去年の旱害による飢饉のため、朝廷は播磨国の不動穀六千斛を	
	和泉国百姓に班給した。	
_	二〇〔日本三代実録〕 元慶二年正月十五日条	9
	寛徳二 一〇四五 年 和泉国の諸郡司が、長久四、五年の旱魃により内裏造営の負担	
	に堪えられないと訴えた。	
_	二一〔和泉国諸郡司等解〕	9
	養和元(一一八一)年十月 二年続けての大旱魃により和泉国内の田は皆損となった。	
_	二二〔長泉荘下司中原家憲解案〕	1 0
	宝徳三(一四五一)年十二月 和泉国は非常な旱損であった。	
_	二二〔康富記〕 宝徳三年十二月六日条	1 0
	天正十二(一五八四)年七月(諸国大旱魃で、特に泉州地域は旱が甚だしかった。	
_	四〔宇野主水日記〕 天正十二年七月晦日条	1 0
	百済の僧光忍が和泉国南郡に来た時、神於山に鎮座する宝勝化人が神於寺の荒廃を怒り、	
	神威による大雨・洪水を起こしたという。	
_	五〔神於寺縁起〕	1 0
	建武年間、和田和泉守が岸和田在城の時、風が吹き、波が城内に入ろうとした時、地蔵菩	
	薩が現れ風波が静まったという。	
_	六〔蛸地蔵縁起〕	1 1
	寛永元(一六二四)年(旱魃と虫害により飢饉となり、信達馬場村百姓の小平次が郷蔵を破	
	って、貯蔵米を飢えた村人に与えた。	
_	二七(かりそめのひとりごと)	1 1
	宝永四(一七〇七)年九月・十月(大風と地震により藤井村庄屋の屋敷が損壊した。	
_	一八〔家再建御米拝借願書〕	1 2
	宝永四(一七〇七)年十月(宝永大地震により、岸和田城大手門前まで津波が押し寄せた。	
_	一九(かりそめのひとりごと)	1 2
	宝永四(一七〇七)年十二月(宝永大地震により、岸和田城の石垣・矢倉・門など三一箇所	
	が破損し、岸和田藩は幕府へ修復を願い出た。	
=	三〇〔岸和田城絵図写〕	1 3
	明和八(一七七一)年五月~六月 大日照りで田地植付ができない田地が多く、不作が見込	
	まれた。	

1 4

三一〔葛城峰宝仙山万覚帳〕

安永八(一七七九)年五月 久米田池三番樋堤が決壊した。

三一〔久米多池三番樋堤破損日記〕	1 4
三三(かりそめのひとりごと)	1 5
天明二(一七八二)年七月(大雨により春木川等の橋や堤が破損したことを春木村から	
岸和田藩へ届け出た。	
三四〔万留帳〕天明二年七月条	1 6
天明二(一七八二)年 前代未聞の凶作に春木浦年寄が難渋人へ米などを施した。	
三五〔万留帳〕天明四年三月条	1 8
天明六(一七八六)年秋(大風雨によって両毛とも格別の凶作であった。	
三六〔凶作に付被仰付候書付写〕	1 8
天明七(一七八七)年七月(春以来雨天が続き麦作が不熟であった。	
三七〔御口達書写〕	1 8
寛政三(一七九一)年八月 大風で葛城山八大竜王の拝殿が大破し、玉垣・石灯篭が倒	
れた。	
三八〔葛城峰宝仙山万覚帳〕	1 9
寛政六(一七九四)年 旱魃により藩主は五ケ庄に雨乞いを命じたが、稲方は大凶作と	
なった。	
三九〔葛城峰宝仙山万覚帳〕	2 0
寛政十一(一七九九)年(旱魃により稲方は凶作であった。	
四〇〔旱に付御口達書〕	2 0
文化元(一八〇四)年九月(阿間河滝村が旱損と虫害の被害状況を郷会所へ届け出た。	
四一〔旱損稲方虫付届帳〕	2 1
文政三(一八二〇)年五月(大雨により春木川にかかる橋が流れ落ちるなどの被害があ	
った。	
四二〔諸願書留日記〕文政三年五月条	2 2
文政六(一八二三)年六月 旱魃により兵主神社で雨乞を行った。	
四三〔諸願書留日記〕文政六年六月条	2 2
文政十(一八二七)年十一月 落雷で岸和田城天守閣が焼失した。	
四四〔御天守類焼一件〕	2 3
天保九(一八三八)年五月(大雨により春木村の田などに被害があった。	
四五〔願書録〕天保九年五月条	2 3
天保十三(一八四二)年五月(大雨によりとんぼ池の堤が決壊した。	
四六〔願書録〕天保十三年五月条	2 4
弘化三(一八四六)年七月 暴風のため牛頭天王社境内の松木が折れるなどの被害が出	
た。	
四七〔願書録〕弘化三年七月七日条	2 5

嘉永四(一八五一)年三月

前年の稲・木綿の不作により、稲葉村百姓七二名が籾を拝

1			ŧ
	l		,
7	t	-	_
•	ľ	٦	7

四八〔夫食拝借御請証文〕	2 5
嘉永五(一八五二)年十月 塔原村など山手十ケ村より、旱魃による凶作のため年貢等の	
減免を岸和田藩へ嘆願した。	
四九〔旱魃に付山手十ケ村歎書写〕	2 5
嘉永六 (一八五三) 年(旱魃により五穀が不作となった。	
五〇〔葛城宝仙山之事〕	2 6
嘉永七 (一八五四) 年閏七月(大雨により阿間河滝村の田などに被害が出た。	
五一〔諸願書日記〕嘉永七年八月条	2 6
安政元(一八五二)年十一月(大地震により西福寺本堂の柱などが破損した。また藩の命	
により五ケ荘は葛城山八大竜王に雨乞と地震の祈祷を行った。	
五二〔願 書 録〕安政二年五月条	2 7
五三〔葛城宝仙山之事〕	
安政二(一八五三)年八月(大風雨により春木村・阿間河滝村の百姓家などに被害が出た。	
五四〔 願書録〕安政二年八月条	2 8
五五〔諸願書日記〕安政二年八月条	2 8
五六〔諸願書日記〕安政三年四月条	2 8
安政四 (一八五七) 年七月 大風による高波で春木村の田畑に汐入りの被害があった。	
五七〔 願書録〕安政四年八月条	2 9
元治元 (一八六四) 年五月~六月(大雨により阿間河滝村の川堤などが破損した。	
五八〔諸願書日記〕元治元年五月~六月条	2 9
元治元 (一八六四) 年七月 旱魃のため、阿間河滝・土生滝村は雨降明神に雨乞いをし	
た。	
五九〔諸願書日記〕元治元年七月条	3 1
元治元 (一八六四) 年八月 旱魃のため春木村は氏神で雨乞いを行い、降雨があった。	
八〇〔万留帳〕元治元年八月条	3 2
元治元 (一八六四) 年九月 旱魃に次いで八月の大風雨のため稲方・綿方とも大凶作と	
なった。	
八一〔諸願書日記〕元治元年九月条	3 2
元治元 (一八六四) 年十一月(大雨により春木村の田畑等に被害があり、阿間河滝村で	
は高橋が落ちるなどの被害があった。	
八二〔万留帳〕元治元年十一月条	3 2
八三〔諸願書日記〕元治元年十一月条	3 3
慶応元 (一八六五) 年六月(大雨により阿間河滝村の田畑等に被害があった。	

3 7

六四〔諸願書日記〕慶応元年八月条

慶応二(一八六六)年五月(大雨により春木村で堤が切れるなどの被害があった。

七五〔泉南郡春木町勢要覧〕 53	七
七四〔岸和田市風水害概要〕 45	七
昭和九(一九三四)年九月 室戸台風が襲来し、沿岸部を中心に甚大な被害があった。	
七三〔熊沢友雄日記〕明治十八年七月二日条 45	七
明治十八(一八八五)年七月 大雨により多くの人家が被害にあった。	
七二〔熊沢友雄日記〕明治十七年七月十六日~八月二十日条 4	七
の流失などの被害があった。	
明治十七(一八八四)年七月(大雨により南郡・日根郡内では池川堤の決壊や田畑・家屋)	
七一〔熊沢友雄日記〕明治十六年七月二八日~九月十日条 4	七
害があった。	
明治十六(一八八三)年七月~九月(旱魃により、各地で水論があり、田畑の作物にも被	
七〇〔熊沢友雄日記〕明治十五年八月八日条 43	七
害があった。	
明治十五(一八八二)年八月(大風雨により南郡・日根郡の海岸部の田畑に海水が入る被	
六九〔熊沢友雄日記〕明治十二年六月二十八日条 3	六
屋や沼天神社等が破損した。	
明治十二(一八七九)年六月(貝塚沖で発生した竜巻により、旧岸和田城内・池之尻の家	
六八〔葛城宝仙山之事〕 42	六
六七〔慶応二年日記〕慶応二年八月条 40	六
六六〔熊沢友雄日記〕慶応二年八月八日条 40	六
城山八大竜王社の拝殿や石灯篭が倒れる等の被害があった。	
松などが破損し、藩領内の町人・百姓家も多く倒壊、死者も二五、六人あった。また葛	
慶応二(一八六六)年八月 大風雨により岸和田城の御殿・伝馬口門・矢倉、外堀土手の	
六五〔日記〕慶応二年五月条 8	六

慶雲三(七〇六)年二月~四月 河内国などで飢饉があった。

(続日本紀) 慶雲三(七〇六)年二月十六日、四月二十九日条

国史体系

(慶雲三年二月) **庚**(+六日) 寅、 河内、 摂津、出雲、 安芸、紀伊、 讃岐、 伊予七国飢、 並賑||恤之

(慶雲三年四月) 壬 寅、 (二十九日) 河内、 摂津、 出雲、備前、 安芸、 淡路、 讃岐、 伊予等国飢疫、 遣」使賑|

和泉地域は霊亀二(七一六)年以前は河内国に含まれていた。

賑恤(しんじゅつ)は被災者に衣料や食料を支給すること。後出の賑給(しんごう)も同義。

和銅二(七〇九)年五月 河内国などで連日の降雨により苗に被害があった。

(和銅二年五月) **乙亥**、 (二十日) 和銅二年五月二十日条

河内、

摂津、

山背

伊豆

甲斐五国、

連雨損」苗、

国史体系

天平四(七三二)年七月 畿内で旱害があった。

三 (続日本紀) 天平四年七月五日条

国史体系

天神地祇名山大川、自致||幣帛|、又審録||冤獄|、掩_骼埋岑、禁_酒断_屠、高年之徒及鰥寡惸独 不」能,,自存,者、 不」雨、百川減水、五穀稍彫、 (天平四年七月)丙午、(五日) 仍加|賑給|、 令⊱両京四畿内及二監依||内典法||以請→>雨焉、 実以,,朕之不徳,所,致也、 百姓何罪燋萎之甚矣、 詔曰、 従」春亢旱、 冝」令!!!京及諸国、 至」夏

天平十二(七四〇)年に河内国に再度併合され、 霊亀二(七一六)年四月、 河内国から大鳥・和泉・日根三郡を割いて和泉監(いずみげん)が設置された。 天平勝宝九(七五七)年五月に河内国から分かれて和泉国が成立 その後、

天平五(七三三)年閏三月 和泉監などで旱害が甚だしかった。

四 (続日本紀) 天平五年閏三月二日条

之間借||貸大税|、令੫>続||百姓産業|、 (天平五年閏三月)己巳、 勅 和泉監、 紀伊、 淡路、 阿波等国、 遭」旱殊甚、五穀不」登、 亘片今年

天平十九(七四七)年二月 河内国などで飢饉があっ

五 (続日本紀) 天平十九年二月二十二日条

国史体系

備中、 (天平十九年二月) 戊辰、(二十二日) 紀伊、 淡路、 讃岐一十五国飢饉、 大倭、河内、 摂津、 因加,,賑恤 近江、 伊勢、 志摩、 丹波、 出雲 播磨、 美 作、 備前、

天平二十(七四八)年七月 河内・出雲両国で飢饉があった。

六 〔続日本紀〕 天平二十年七月三十日条

国史体系

(天平二十年七月) 戊 戌、河内・出雲二国飢、(川十日) 賑_給之_、

天平神護元(七六五)年二月 和泉国などで飢饉があった。

七 (続日本紀) 天平神護元年二月四日条

国史体系

加||賑恤|、 (天平神護元年二月) 乙丑、和泉、山背、石見、美作、(四) 紀伊、 讃岐、 淡 路、 壱岐、 蠿 等国飢、 並

天平神護二(七六六)年四月 和泉国で飢饉があった。

八〔続日本紀〕 天平神護二年四月十五日条

国史体系

(天平神護二年四月) 己 亥、和泉国飢、賑,|給之,|、(+五日)

九 〔続日本紀〕 神護景雲元年二月二十二日条

神護景雲元(七六七)年二月

和泉国で五穀が不作であった。

国史体系

(神護景雲元年二月) 壬 寅、和泉国五穀不」登、民無|種稲|、 転||讃岐国稲四万余束||以宛||種子|、

宝亀六(七七五)年八月 和泉国で飢饉があった。

〇〔続日本紀〕 (宝亀六年八月) 丙寅、和泉国飢、賑,|給之,|、 宝亀六年八月五日条

国史体系

[続日本紀] 延暦元年六月十四日条

延暦元(七八二)年六月

和泉国で飢饉があった。

国史体系

(延暦元年六月) 乙丑、(十四日) 和泉国飢、賑||給之|、

延暦九(七九〇)年四月 和泉国などで飢饉があった。

二 〔続日本紀〕

国史体系

(延暦九年四月) 乙 丑 、和泉、参河、唐二【続日本紀】 延暦九年四月二十九日条 参河、遠江、近江、 美濃、 上野、 丹後、 伯耆、 播磨、 美作、 備前、

備中、 紀伊、淡路等十四国飢、 賑_給之」、

弘仁十一(八二〇)年四月 和泉国で飢饉があった。

三〔日本紀略〕 弘仁十一年四月二十六日条

国史体系

(弘仁十一年四月) 丁二十六日) 和泉国飢、遣」使賑給

弘仁十四(八二三)年七月 朝廷が祈雨のため大鳥・ 積川両社に奉幣した。

四 [日本紀略] 弘仁十四年七月四日条

国史体系

(弘仁十四年七月) 丙辰、奉和泉国大鳥・ (四日) **積川両社幣、** 以祈雨也、

天長九(八三二)年四月 朝廷は和泉国の飢民に賑給した。

五〔日本紀略〕 天長九年四月二十一日条

8

国史体系

(天長九年四月)癸未、 賑||給和泉国飢民|、

承和四(八三七)年三月 和泉国で飢饉があった。

六 〔続日本後紀〕 (承和四年三月)辛未、 承和四年三月八日条

和泉、

淡路両国飢、

賑給之、

国史体系

天安二(八五八)年六月 和泉国で落雷により官舎破損・死者などの被害があった。

七〔日本文徳天皇実録〕 天安二年六月七日条

国史体系

体 | 者三人、抜 | 折十囲木十九株 | 、残 | 廃田稲廿許町 | 、 (天安二年六月)丙申、(七日) 和泉国言、霹靂破,,官舎六十余宇、 民室屋卅宇」、 被,|震死,者二人、傷,|支

貞観五(八六三)年二月 和泉国などで飢饉があった

八〔日本三代実録〕 貞観五年二月二十一日条

国史体系

(貞観五年二月) 甲寅、大和、(二十二日) 和泉両国飢疫、 賑_給之_、

元慶元(八七七)年正月 畿内で飢饉があり、 河内・和泉両国は特に甚だしかった。

九 [日本三代実録] 元慶元年正月二十七日条

国史体系

京中置||常平司|、出||売官米|、 (元慶元年正月) 己 亥、去年亢害、京師及畿内諸国飢饉、七日) 亦遣||使河内・和泉両国|、 河内・和泉為||尤甚|、 賑||給絶乏戸|、 公卿会議、 東西

元慶二(八七八)年正月 に班給した。 去年の旱害による飢饉のため、朝廷は播磨国の不動穀六千斛を和泉国百姓

二〇〔日本三代実録〕 元慶二年正月十五日条

国史体系

(元慶二年正月) 辛 文 文 文 勅以_播磨国不動穀六千斛 / 、 転_|宛和泉国|、 班||給百姓|、 以_」去年旱飢

寛徳二 ないと訴えた。 一〇四五 年 和泉国の諸郡司が、 長久四、 五年の旱魃により内裏造営の負担に堪えられ

二一〔和泉国諸郡司等解〕

田中忠三郎氏所蔵文集 平安遺文六四一号

諸郡司等解 申請 国裁事

不堪弁進造襲芳舎材木并作料事

爰百姓等春時 損、 作料等之由、注在状言上於官底、 偏待秋獲之間、 田畝@乾、]任官宣旨并国宣旨弁進也、 播殖違期、 秋日乏稲穀、 始従五月中旬至于八月上旬、 徒以荒廃、 就中近日受両年費、飢死之輩盈満道路、加以去年十月比、不堪件 雖経数日不承免否之定、空以罷下、或又逃去他境、国宣之日、偏 同五年作田百姓雖遭去々年難、 而当国去長久四年四月四五両月之比、 計其日数已八十余日之間、 励微力所殖、 雨澤不降、炎旱尤甚、 涉旬炎旱、 得不減往年之作 苗子燋

守 朝 被言上此由、 雖被勘仰、郡司等以誰人令採進件材木、 将慰民[仍擬相催、更無方計、 望請 国裁 重被奏 公底

@は火扁に參

養和元(一一八一)年十月 二年続けての大旱魃により和泉国内の田は皆損となっ

二二〔長泉荘下司中原家憲解案〕

好古類纂二 五付録

長泉御庄下中原家憲解 申進 申文事

請殊蒙 恩裁、 奏聞、任明白旱損、 被免除当年御年貢米子細愁状

訴申也、 者計略書畢、然者早被経 在也、云国云庄旱損之至無其隠事也、 検行諸郷之処、 右謹検案内、去年為天下一同旱魃之上、今年旱魃令去年一倍之間、国中皆以令損亡畢、 一御年貢令弁済之由、令言上子細畢、致当年者雖為皆損、去年半分、以軽物色代令弁済也、於見米 養和元年十月 仍為後日恐、 太略令損亡、 日 兼以所令言上也、 奏聞、 一切無得田之、 任旱損実蒙御裁許者、御庄民等失逃脱思、可廻安堵之計之由、所 因茲百姓等当年御年貢者、無可令弁済力也、雖然去年者三分 望請 随当御庄田者、是非指一 国 之地、 恩裁、 任解状之旨、 為裁許勒子細言上如件、 国中八ケ郷所令散 下司中原家憲 而自国衙 以解

宝徳三(一四五一)年十二月 和泉国は非常な旱損であった。

二三 (康富記) 宝徳三年十二月六日条

史料大成

談合、 由申之、赤沢阿波在国也、一方事某執沙汰申候、当年以外旱損也、 也、申置之、 六日庚午 可被披露之由申之間、 鷹司殿御使之由申之、泉州五ケ畑御年貢事、 和泉半国守護細河阿波守屋形療小路行向、(賴久) 可承之由申罷帰了、 留守也、 早々可被進之由申之、 嵯峨被出云々、 一両日之間、 茅屋へ来て侘事可 有帰宅者可披露之 下笠蔵 人奏者番

鷹司家領荘園 五ケ畑は五箇荘とも呼ばれ、 当時和泉国両守護細川家が年貢納入を請け負っていた。 現在の塔原・相川・河合(以上岸和田市)、 蕎原・木積(以上貝塚市)地区にあっ た

天正十二(一五八四)年七月 諸国大旱魃で、 特に泉州地域は旱が甚だしかった

|四 (宇野主水日記) 天正十二年七月晦日条

石山本願寺日記

八月二日又大雨降、 モアリ、 ソレハ稀り 四月十日比ヨリ百十日計大旱魃也、 儀也、 同夜猶大雨、 別而泉州八旱也、 三日同前、 七月晦日ヒルノ時分ヨリ二時バカリ本式ノ雨下ル、 但国ニヨリテ不同アリト云々、 折節夕立シタル事

る大雨・洪水を起こしたという。 百済の僧光忍が和泉国南郡に来た時、 神於山に鎮座する宝勝化人が神於寺の荒廃を怒り、 神威によ

|五〔神於寺縁起〕

神於寺所蔵

行し霊地を巡礼して、 この時に異国の沙門光忍来朝のゝち、閑静の地をもとめて座禅の行をこらさんとす、 ついにいつみのくに南の郡にいたるきさみ、かうの山より大雨しきりにくた よて諸国を修

閑居をこのんて聖跡をもとむるあいた、 かのみねにあかめて、 次かうのをのみねにうつりをはんぬ、しかるに神威ことにたけく、賞罰いたりてきひし、上人法を にそのうらの住人上人につけていはく、白鳳のそのかみ、新羅の雷神まつこのうらの松にきたりて、 わたるにおよはす、ふねにのりて通せんとす、則熊野の道をさしおきて、はむさきのつにゆく、時 雷なりて、 洪水にわかにいつ、道八南北によこたへ、 災をこの土にやめ給てんやのよし、 長河につきて深山にいる 河は東西にさいきるあい ねんころに懇望せしむるうへ、 た、橋ひたりて もとより

風波が静まったという。 建武年間、 和 田和泉守が岸和田在城の時、 風が吹き、 波が城内に入ろうとした時、 地蔵菩薩が現 n

|六〔蛸地蔵縁起〕

天性寺所蔵

見る人奇異のおもひをなし、 てかの法師の形をみれハ、 城の際に入来れは、風波忽ちにしつまりて、民家少も障りなし、 内に入んとす、城中城外の諸人甚た驚き所々へと逃去、其時法師の形なるもの漂々として波に浮ひ、 建武の年楠判官正成此国を領す時に、甥の和田和泉守在城の砌、 二五号、二六号はいずれも神仏の霊威によって災害を引き起こし、あるいは鎮静したとする縁起であるが、自 然災害の経験や伝承が縁起に反映されているとも考えられるため、 是巍々たる相好円満の地蔵菩薩の特に大なる蛸に駕してましますなり、 合掌をさゝけて至心に敬礼し奉り、 参考までに掲げた。 人々これを怪ミ、競ひ走り立より 或時風頻りに起り、 立地に奇瑞を蒙るもの多かりき、 浪溢れ方に城

蔵米を飢えた村人に与えた。 寛永元(一六二四)年 旱魃と虫害により飢饉となり、 信達馬場村百姓の小平次が郷蔵を破っ ζ 貯

一七〔かりそめのひとりごと〕

子の夏、 りぬ、 時の領主松平防州の庁に、飯米を給れかしとねぎしかど給はらず、かくては一村の男女餓て死なむ げにいゝつゝ、みづから壁を切開て米をとり出すに、さらば子細こそあらめとて、十六、七人こみ しげなし、たゞ出してくらふべし、 に従ひたらむには、みな非命にや仆れなむ、よしなきことないひそといふに、いかでさることのあ より外はなしとて歎き悲しみぬるを、この小平次が、くるしからず、郷蔵に貯ある米をいだして喰 の北川連か先祖なり)にて、小平次が家へ養子にゆきしが、養父は身まかりて八年の後、寛永元甲 彼があとをつばらにす、この小平次もとは熊取の荘大久保村の住人、あが家の家来北川市助が弟(今 見聞録には出所・年代を誤り、 こゝに信達馬場村の森田小平次がことは、 いりつ追とり出し一村にわかちて命をつぎぬ、やがて公庁にきこへてめしとられ、十八人刎刑に定 いねといふに、 この時に小平次が、このことはあがはじめよりさとり知しところなり、そもあが家の田高百 人の世の饉餓をしらず、 科あらばいかにもたゞし咎むべし、かく村を餓させてさきのむくひをみすることやはある 一国旱魃せしに、 あなかしこ、まことに餓て死ぬべくば、別れ散りても命はつぐべし、さることわり この馬場村は、ことさらに蝗虫さへ多くて、一粒もみのらざりしかば、 国を治むるの道をしらざらむつかさならむには、行末とてもたのも 村民は近き世の証書転変の実事までも忘れたれば、 あとのことはあが心にはからふむねのあるものをと、こともな 当時の人しるしおき、村民もいひ伝へたることなれど、 今旧記をだして

代の宝玉なり、 ち伝へよとい の組頭より十一通の証書を出しければ、小平次これを子にあたへて、身は一世の浮沈なり、名は万 かはりなればいかならむ、末の代までも村の有むかぎりはいかであやまるべき 叙(ᢞカ) そはいとやすきかぎりなめり、十七人の命のかはりといひ、村中の男女老幼にいひをつづけくれし 石に満なむまでは、永世諸役米を村中よりつとめくれよかし、さらばあが身ひとりはてなんといふ、 ひ捨て名のり出て、 あが身今数人にかはりて死をいさぎよくせむずる 序、(೯カ) 筆の王子にして梟首せられしなり、 あなかしこ、家をよくたも とて、十一人

続けた随筆集 「かりそめのひとりごと」は熊取谷庄屋中盛彬が文化十三(一八一六)年頃から天保三(一八三二)年頃まで書き

宝永四(一七〇七)年九月・十月 大風と地震により藤井村庄屋の屋敷が損壊した。

|八〔家再建御米拝借願書〕

薮家文書

乍恐願書

惣かわしひさし、又弐間半二弐間ノつのや、 家破損二およひ、 藤井村庄ヤ役儀被仰付被下、難有奉存候、就夫早速罷越相勤申度奉存候処、 少も用ニ立不申、 其後地震二つふれ、 恐惶御米弐拾石御拝借奉願上候、 家無御座候二付、 右之通二立申度奉存候、 御慈悲を以被為仰付被下候ハヽ、難有可 此度けた行七間二はり行三間、又壱間 右之古木ともくちおれ申二 去年九月ノ大風ニ

奉存候、以上、

子、壬正月八日

藤井村庄ヤ市兵衛判

岡野伝八様

宝永四(一七〇七)年十月 宝永大地震により、 岸和田城大手門前まで津波が押し寄せた。

一九〔かりそめのひとりごと〕

和泉史料叢書

と也、 子川水かさ増りて渡るべくもなかりければ、村長をたのみ、人足に助けられ辛くして渡り帰りしに、 あがりたりしかば、 せむかたなくわらわなんどの走る様にして、 み寝侍りしが、あはやと思ひて、とる物もとりあへず出侍るに、立てばこける、又立てばこける、 家の壁も崩れたり、急ぎはいるべくもあらざりし、 けしからぬと思ひければ、 宝永四丁亥年十月四日未の刻より半時ばかり地震しぬ、予が祖父をりふし岸の和田にありて、 しぬれば写しぬ 此事はあが父が常の物語なり、 つくばひの手水鉢、 急ぎ帰りなんと思ふに、 岡部家御領破損の分、おほやけに告げ奉られし書付侍り見出 あるは唐臼の壷などに、 やうやう近付しとかや、岸の和田も大手の前まで汐浪 いへおとな中武左衛門、其日の用はてて家に休 池の堤崩れたりとて男女東西にはせまどひ、王 かれ・こちなど入つて游ぎたりし

宝永四丁亥十月四日未刻地震に付潰破損の覚

、二千九百四軒 百姓家

此内 三百四十四軒 潰家

二千五百六十軒 破損家

、池数七十七崩堤切申候

此堤二千五百四十七間

、七町余田地破損 此高百三十四石余

此内 五町余 汐入田地

二町余 池損に付水押並に崩田地

一、死人 女三人

是は家倒れ候に付き相果申候

右の外怪我人も無し、並牛馬別条無御座候

一、破損寺社五十六 郷中町とも

十二ケ寺

三十四ケ寺 破損寺

百七十一軒 岸和田町人分 神社破損

此内 七十五軒 潰家

九十六軒 破損家

、死人 男女二人

、怪我人 女一人

右之通に御座候、以上

阿閉平治右衛門

堀 左太夫

堺の里にても死人十二人、此内男四人・女八人、怪我人十人、此内男七人・女三人、崩家二百七十 此内北にて二百三十二軒、南にて四十五軒也、

しかれば此国の分も破損死人よほどの事なりしと見ゆ、ことしまで百十五年になりぬ、

後半部に記載される岸和田藩領内の被害状況書は、畠中村庄屋家に伝わった「要家文書」にほぼ同内容の文書

がある(『貝塚市史』第三巻)。

岸和田藩は幕府へ修復を願い出た。 宝永四(一七〇七)年十二月(宝永大地震により、岸和田城の石垣・矢倉・門など三一箇所が破損し、

三〇〔岸和田城絵図写〕

永谷家所蔵

和泉国岸和田之城当十月四日甚地震二付破損覚

- 一、二ノ曲輪寅ノ方石垣、高壱丈・横拾五間崩込、堀埋申候
- 一、二ノ曲輪巳午ノ間石垣、高壱丈・横拾五間崩込、堀埋申候
- 一、二ノ曲輪巳午ノ間石垣、高壱丈・横拾五間孕申候
- 二ノ曲輪申ノ方西口門下石垣、 高五尺・横三間、 上ノ塀三間共崩申候
- 一、二ノ曲輪巳ノ方石垣、高壱丈・横三間孕申候
- 、二ノ曲輪午ノ方塀間崩込、堀埋申候
- 、二ノ曲輪辰ノ方石垣、高壱丈・横五間孕申候

- 一、三ノ曲輪戌ノ方石垣、高七尺・横三間崩申候
- 三ノ曲輪未ノ方南口外ノ門下石垣、 右壱間半・左壱間半孕申候
- 一、三ノ曲輪申酉ノ間石垣、高壱丈・横六間孕申候
- 一、三ノ曲輪酉戌ノ間石垣、高壱丈・横拾三間孕申候
- 一、三ノ曲輪酉戌ノ間石垣、高壱丈・横五間孕申候
- 一、三ノ曲輪亥ノ方石垣、高弐間・横七間孕申候一、三ノ曲輪戌亥ノ間石垣、高弐間・横八間孕申候
- 、外曲輪子ノ方石垣、高壱丈壱尺・横三間孕申候
- 一、外曲輪亥ノ方塀折廻シ三十八間崩込、堀埋申候

右石垣崩、 同孕、 堀埋合拾六ケ所、 朱引之通如元以連々致修補、 堀浚仕度奉願候、

- 、殿守四方ノ壁・瓦損申候
- 一、本丸戌ノ方矢倉壱ヶ所崩、続之多門拾五間崩申候
- 一、本丸亥ノ方矢倉壱ヶ所大破仕候
- 、本丸巳ノ方矢倉壱ヶ所大破仕候

本丸丑ノ方矢倉壱ヶ所大破仕候

- 、本丸酉ノ方矢倉壱ヶ所大破仕候
- 、本丸午ノ方多門八間大破仕候
- 、本丸寅ノ方多門弐拾六間大破仕候
- 、本丸子ノ方多門弐拾四間大破仕候
- 、二ノ曲輪酉ノ方矢倉壱ヶ所大破、続之多門四間大破仕候
- 、二ノ曲輪子ノ方矢倉壱ヶ所大破仕候
- 、二ノ曲輪未ノ方塀拾五間崩申候
- 、二ノ曲輪辰ノ方矢倉壱ヶ所大破仕候
- 、二ノ曲輪寅ノ方北中門御矢倉壱ヶ所大破仕候
- 、二ノ曲輪丑ノ方矢倉壱ヶ所大破、続之多門五間大破仕候
- 、二ノ曲輪丑ノ方多門拾五間大破仕候
- 一、二ノ曲輪亥ノ方多門拾四間大破仕候
- 、二ノ曲輪卯ノ方塀折廻シ拾八間崩申候
- 、三ノ曲輪申ノ方矢倉壱ヶ所大破仕候
- 、三ノ曲輪寅ノ方塀七間崩申候
- 、三ノ曲輪卯ノ方塀拾壱間崩申候
- 、三ノ曲輪辰ノ方塀七間崩申候
- 、三ノ曲輪巳午ノ間塀弐拾四間崩申候
- 、三ノ曲輪午ノ方塀弐拾間崩申候
- 、三ノ曲輪午ノ方塀弐拾間崩申候

- 一、三ノ曲輪午未ノ間塀九間崩申候
- 一、三ノ曲輪未申ノ間塀九間崩申候
- 一、三ノ曲輪丑ノ方坂口門壱ヶ所潰申候
- 一、三ノ曲輪未ノ方南口門壱ヶ所大破仕候
- 一、外曲輪寅ノ方塀拾壱間崩申候

右破損殿守・矢倉・多門・塀門・ 矢倉門合三拾壱ヶ所、 朱引之通如元以連々修復仕度奉願候、 以

Ļ

宝永四丁亥年十二月十三日 御名御判

三 [葛城峰宝仙山万覚帳] 明和八(一七七一)年五月~六月 大日照りで田地植付ができない田地が多く、 不作が見込まれた。 堀田家文書

時節すこけ、 分、壱分是なく村八なし、此年伊勢をかけ参有之、 明和八卯五月、六月長々の大てり、田地植付領分中五月二毛掛らすの田地、村々二四分・三分・弐 ならこえ、 田植付候所々御座候得共不作 伊賀越、 山道はせ越、 伊せ江 四月・五月中国中伊勢参りわれもくと堺・大 ****とうつしける、 六月二田植候而もおかげ年と

安永八(一七七九)年五月 久米田池三番樋堤が決壊した。

三一〔久米多池三番樋堤破損日記〕

久米田池水利関係史料

留り、 伏セ板相残り申候、 水ほどばしり出、壱丈余り二相成候時、翌日五ツ時、堤より三拾間計向二而水留メ申候切レ口さ し渡し拾七間計つるべおとし五間計と相見候、尤樋前四ツ柱立并伏セ樋共流れ申候而、合石之下 久米多池水五月朔日夏至九日前二而、 御城代御見分無之内八右流出候侭ニ而、夜分八番を付、差置候事、 殊二堤之底より大なる結殿したる楠之株・土代木等流れ、(マトン) 是八合石之動かぬやうニちきりを入れ置候故、残り申候、 八、九合計も有之候処、朔日夜七ツ時三番樋堤崩れ、 近辺二留り有之候得共、 伏セ樋近辺二流れ

、右切レロハ、樋之尻少シ上より四、五日前より濁り水出候故、人足差出し、彼是相繕ひ置候処、 次第二土二投込ミ堤之きわニ而切レ込ミ申候事 朔日夜五ツ時より出水多ク出候布、 段々水多く相成り、 郷中相登し申候而る 同夜七ツ時崩れ込申候、 松木を入れ、畳を入れ、石土俵を入れ相 但 内之穴ハ合石之近辺より起り

三三(かりそめのひとりごと)

和泉史料叢書

間あまり破缺せり、 きてふさぎぬれど、 此池すぎし安永八亥の年の四月末の六日より、第三の樋の傍より濁水湧いづ、こはあやしとて、 ひとし、 < へつどひつつ浪除をきづき、 また水練のものをいれてそのみなもとをさぐらせなど、 肺腑を砕 横流数村にはびこり、家を倒すこと数十、田を衝こと数 頂(雪) 暴流の迸しる勢は高山の崩かゝるがごとく、憤波のものに激するこえは雷霆に かなふべくもなし、とかくするうちに、さつき朔日寅ふたつばかりに、堤二百 なりき、このときやぶれ口 ひ

まつだきをはかりみるに、おほよそめぐり十八九囲にして、径り三丈余りにもやあらむとおもふ樟 たつばかり水勢やや減したるに、みれば大木一株の根のわかれしにぞありける、そを取あつめて其 に、ひとノ より奔流につれて周り四五丈のくろきものかづかづ躍りいでつ、あはや龍の出現せるよというほど の根なりけり、 かくときく人はしりつどひ、 たれみとむるものもなく、たゞおそれまどひてちりちりに遁逃しぬ、あけて辰ふ きりとりつつ、えがたき宝とせしとぞ、

届け出た。 天明二(一七八二)年七月 大雨により春木川等の橋や堤が破損したことを春木村から岸和田藩へ

三四〔万留帳〕天明二年七月条 同八間 凡八間 同五間 同五間 同六間 凡八間 同五間 同五間 同弐拾本 凡拾弐間 同三拾本 同弐拾本 凡拾弐間 五尺杭三拾弐本 往還筋橋南詰破損 同弐拾五本・笧竹三束 六尺杭六拾本・笧竹五束 六尺杭弐拾五本・笧竹三束 五尺杭六拾本 同四拾本 同三拾弐本 但、南分普請場所二而御座候得共、 乍恐御願奉申上候 「竹三束・杭皆御改」 「弐拾四本御改」 「拾五本・竹壱束御改」 「皆御改」 五十本御改」 弐拾本御改」 弐拾本御改」 三十本御改」 十五本御改」 十五本御改」 当村領故御断申上候 渡り瀬 同所東 同所東 下川堤 同断 同断 同断 春木川 長源井川堤 南往還筋 くほと川堤 川堤 右同断 右同断 右同断 崩込ミ 右同断 崩込ミ 道端崩込ミ 崩込 崩込ミ 崩込 春木村文書

凡三拾五間「杭・竹拾束皆御改」

同所

切流

同七拾五本・笧竹七束

「先改二十五本・竹先渡御改二而六束」

井の尻川堤

切流

同拾四間

「杭五拾本改」

同百三拾本・

笧竹拾五束

凡弐間 上川原 崩込

六尺杭拾本・笧竹壱束 「両方杭十五本・竹弐束」

同三間 同所 崩込

同拾五本 笧竹弐束

六間 半 皆御改」 北すへり川堤 切流

五尺杭三拾三本・笧竹弐束

同三間 「九本御改」 同所

崩込

同拾五本

同七間

「弐拾本御改」 山の中 崩込ミ

同二拾八本

凡三拾間程之内 「皆御改」

同所 所々崩込

五尺杭弐拾本

凡四間

皆御改」

四尺杭四拾本

天の川堤

切流

同八拾本

同三間

御改九本」

同所川堤

切流

凡九間 弐拾七本御改」 古湊川堤 崩込

五尺杭四拾五本

凡四間

同所塩堤 切流

瓦樋長弐間半・拾三継・ 内法五寸八歩 字井の尻 往還筋

但、樋筋切流七継破損

樋長壱間半 内法七寸五 八寸瓦樋御改」 長源井

但 樋筋切流二而破損

杭木〆八百四拾五本

四尺杭四拾本

六尺 弐百九拾五本 御改

五尺 四百弐本 御改

✓ 七百三十七本

筋竹

<

三

竹弐十七束 御改

天明二軍年七月廿五日

右八当月廿三日大 供 水二而破損仕候ニ付、(洙) 乍恐御見分被為 成下候樣、 奉願上候、已上、

春木村庄屋惣右衛門

藤右衛門

年寄助右衛門

七右衛門

同 仁兵衛

同次郎兵衛

右印形有之

水御奉行中様

天明二(一七八二)年 前代未聞の凶作に春木浦年寄が難渋人へ米などを施した。

三五〔万留帳〕天明四年三月条

春木村文書

覚

太夫御召出し、 天明四甲辰年三月廿一日、 御紋付御上下被成下、 久太夫・惣右衛門・藤右衛門、 御書下ケ左之通、 組頭治兵衛御用屋敷へ御召、 最初久

春木浦年寄 久太夫

付御上下被成下候事 者といへとも難渋人へ八厚介抱致し遣候趣、委敷達 暮より春二至八木次第二高直二相成、 去々年寅年前代未聞之凶作二而、(天明二年) 百姓甚困窮、 極難之者共多有之候二付、 収納方差支候処、 御聴、奇特成事二思召候、 八木・赤米等過分相施し、 其方義村方融通之介抱等致し遣、 依之為御褒美御紋 猶他之

辰三月

天明六(一七八六)年秋 大風雨によって両毛とも格別の凶作であった。

三六〔凶作に付被仰付候書付写〕

堀田家文書

天明六丙午年十一月十日被 仰付候書付

遣度思召二候得共、下地御難渋之上、去卯年川々御普請御手伝被為蒙仰、 難渋之中より御定免村々御米六千石被成下候事二候、当年迚も御積合さへ出来候得者随分御恵被成 之趣二相聞候得共、聊不歎出、是等八神妙之事二付、 当年順気不宜、 至而御差支二付不被得止事申聞候事二候間、此旨郷中一統奉恐察、 無滞相勤候様、厚御願被成候、全御定免御儀定之趣意御立被成候而、右之通リ申聞候義ニ而八無之、 御差支二付、 二而難渋之上、当年両毛共不作ニ而嘸可致難義、此段八察入申事ニ候得共、前条申聞候通リ必至之 暮至而御差支候二而、 免中二候得共、 被下約議無之義候得八、御領分之義八御譜代同前之百姓共二候得八、御憐厚被成遣度思召故、 歎出候之趣無余儀事ニ候、元来御定免之義八最初より御儀定有之事ニ候得者、豊凶たり共御用捨可 御積合一向難出来候二付、 格別之凶作ニ者御用捨も被成下、既ニ去ル寅年ニ者、前代未聞之凶作ニ而一統難渋 其上当秋大風雨二而両毛共格別之凶作二付、 御越年も難被為成程之義ニ而、 今日其方共江申聞候間、 何も及当惑罷有候、 たとへ不歎出共御捨置被成候筋無之二付、 当暮収納方一統当惑之旨郷中より内々 収納方出 清 致候樣願思召二候 統 他借を以成共何卒当収納方 御領分之義近年来不作勝 夥敷御物入有之、其外当 御定

午十一月

天明七(一七八七)年七月 春以来雨天が続き麦作が不熟であった。

三七〔御口達書写〕

堀田家文書

勝手ニ相成可申義も可有之哉と旁以御勘弁之上御銀ニ而拝借被仰付候、 勝手・不勝手之義も可有之、 樣可仕候、尤此度御貸米被成候義農業飯米之義ニ候得者、 借リ入被成、 安堵被遊候、 御領分百姓之義、近年来打続候凶作二而致難渋候処、去年諸国共別而凶作之上、当春来雨天勝二而 候迄取続農業相励出精可仕事 迄二被仰付候間、右拝借米代を以無滞返上可仕候、 又此節銘々食物之義気を付、 御米殊外払底ニ付、 難被成遣候、 有之事ニ候得共、前以申聞候通リ近年来御上向ニも万端御差支之事而巳ニ而、思召之程ニも御恵ミ 渋之百姓共かつく 穀高直之事故七月二相成候へハ、百姓分之者共過半及難渋可申段内々先達申出候ニ付、 成候事二候、 二被思召上、 麦種子甚不熟二而取実無之段々打続候年柄ニ候故、末々之者共飢ニおよひ候趣粗達 何卒御介抱被成遣度、依之先達而聊成義なから麦御調被成候而、 併百姓御介抱之義八御捨置難被成義二付、 尚郷中共和し合、融通介抱を以六月迄取分かつく、取凌可申段申出候ニ付、少々者御 郷中高持百姓と難渋之者共郷中一統申合融通致合候而、 百姓共互二助ケ合、 **¬**取続農業出来候樣御介抱可被成遣思召二而、 其以来右御介抱之一件種々御評儀 御銀二而百五十貫目拝借被仰付候、猶又米穀次第二下直二も相成樣子相聞、且 少々成共倹約いたし喰延シ候樣兼而被仰付候ニ付、銘々給物調方ニ者 勿論米相調候而勝手相成もの者麦其外直段安キ雑穀物之類相調候而 無難二取続候段神妙之至被思召上候、 厚致恐察勘弁を以融通助ケ合候而、 至而御難渋之中より銀主江厚御願有之、御 米二而御渡し可被成処、 今暫之所取続農業出精相励 尤返上之義 者 来 ル 申 五 六 月 併打続候凶年之上、 極難渋之者共御救被 一統聞及候通リ 御聴 何卒ノ 新穀出来立 至而米 御心配 **** 難

天明七年未七月

寛政三(一七九一)年八月 大風で葛城山八大竜王の拝殿が大破し、 玉垣・ 石灯篭が倒れた。

三八〔葛城峰宝仙山万覚帳

堀田家文書

乍恐願書

二御座候得八甚当惑仕候、 願之通リ御聞届ケ被為成下難有奉存候、 を以右願之通リ被為仰付被下候ハ、氏子共一統難有可奉存候、 葛城山拝殿去ル亥八月大風ニ而大破仕候ニ付、 依之恐多奉存候へ共、 右普請二取懸リ候処、 先年之通御寄付被為成下候樣奉願上候、 下地之通建直し致度段、 積より八銀高相重ミ難渋之氏子共 以上、 当春御願奉申上候処、 御慈悲

寛政四子 年六月廿六日

塔原村庄屋庄左衛門

相川村庄屋又治郎

蕎原村庄屋庄 兵衛

河合村庄屋常八

木積村庄屋勘兵衛

福岡佐兵衛様

咄 佐太夫様

御寄付先年之通銀弐枚頂戴

子七月廿八日福岡佐兵衛様江御召惣代、 塔原村庄左衛門・ 河合村常八参申、

塔原村より申上ル、 寛政三亥八月廿日晩、 大風二而葛城山八大竜王玉垣・石灯篭ふきたをれ、 右破損御地頭様汀御届ケ

寛政六(一七九四)年 旱魃により藩主は五ケ庄に雨乞いを命じたが、 稲方は大凶作となった。

三九〔葛城峰宝仙山万覚帳. 堀田家文書

日いたし申候、 参詣被成候、 方折々御代参不残、 寛政六寅年旱二付、 八月十一日より雨乞千手院江被仰付候、同十八日迄御詰有之候、雨乞初日より七十八 其間本たんのをと申儀無之稲方大無作、 六月十二日より五ケ庄雨乞、同十五日より御殿様より雨乞被仰付候、御老中様 御郡代・御代官中様・御地方・御山方・ 御水方・郷御手代・御渡り様方不残御

寛政十一(一七九九)年 旱魃により稲方は凶作であった。

四〇〔旱に付御口達書〕

堀田家文書

表紙)

乙 寛政拾壱歳

未 十二月十一日書 塔原村

旱二付御口達書

之事二候、 得共、御憐愍被成下度歎書一統より差出シ候ニ付、御評儀被為成候処、 之潤雨も不降、依之稲方凶作之由、損毛甲乙も有之候得共、跡繰難儀之百姓共故、 旱損打続弥増之困窮ニ候処、又々当年六月上旬より旱魃分而近廻り、 御領分村々之儀、 近年作方不熟、其上奉公人高給、肥手高直二付、 致難儀、 近木之庄辺より浜辺ハ少々 嘸百姓共当惑可仕と不便 別而去ル寅年より 御定免中二候

- 、思召候、 二上二も御 殊二一統心得宜、去午之歳より暫之御定免相願、最早順気も宜ク豊作二押移り可申哉
- 、思召候処不図旱損御気之毒
- 別之損毛無之村方も有之、甲乙有之旨全ク役人共取計宜百姓共出精故神妙、 思召候、 併村々役人共兼々心得能池普請等出精いたし、 水之掛引厚致世話為相励候故、 格
- 届難被成、木綿方不熟之村方多分有之由相聞候得共、是以同樣二而此所八御時節恐察仕候而、末々 儀有之候得共、兼々及承可申御内証歳来之御難渋追詰二而夥敷御借財嵩二諸手御借塞キ、 当惑之由無拠事ニ候、右等之御憐察被成、御定免中ニハ候得共、何卒御救被成遣し度色々厚御評 水薄キ場所八不及是非二候、百姓末々迄も昼夜骨折候段太儀成事二候、下地難渋之上、失墜相懸 方迚も掻生等二而秀候稲方二候得共、一統江も御恵被成下度思召候得共、前段之通二而一向御行 右之通未御手当無之候得共、厚キ思召を以旱損強キ村方へ御米三千石被成下候、当年柄相応之村 而申聞かたき程之儀二候、 猶更御儀理被立度種々御他借等御願込、 猶又旱損強村々迚も 泰 水引方勘弁厚ク致出精候段宜敷ニ相聞奇特ニ思召候、(튳) 然レ共一統従古来之御旧恩 亡 却不仕、且又御時節を存穏二申出歎ニ (㎞) 此残所候得共于今難調候而御心配而巴事二候、

遣し精々為相励候様心を尽し収納方も不滞様可致出精候、 往々此分二而も有之間敷、互二精気ヲ付助合、農業相励致相続候樣可仕候、 納相励、無滞皆済仕候様役人共厚ク可致勘弁候、近年之不仕合二逢候百姓共途方二暮可申候得共、 必至之中より被成遣候事ニ候得者、格別之御義と心得候様と存候、此上郷中一統相互ニ凌合、当 百石郷中一統江割渡可申候、且損毛強キ村方右三千石被成下候迚中々引足申間敷候得共、呉々御 所預リ有之候、右之内千石繰戻し其上地方役役前より口入を以米五百石致他借可遣候間、合千五 迄納渡仕候樣可申聞候、此度去午年御定免願出候二付、御恵米三千石被成下候内、弐千石地方役 別而役人共八致介抱

右之趣末々迄不洩様篤と可申聞事、

未十二月 日

文化元(一八〇四)年九月 阿間河滝村が旱損と虫害の被害状況を郷会所へ届け出た。

四一〔旱損稲方虫付届帳〕

奥家文書

(表紙)

文化元 狎 年九月

旱損稲方虫付二付会所江上帳 控

阿間河滝村

一し、壱反ニ付弐百五拾歩

、拾弐町三反八畝拾三歩

今高百八拾六石六斗九升壱合

内

七石九斗三升三合 寛九申酉川成御引高

残而百七拾八石七斗五升八合

此御物成八ツ弐分六厘

内

一、壱町弐反三畝拾歩 木綿方

今高拾九石壱斗弐升七合九勺

八反壱畝拾七歩 居屋敷

今高拾三石八斗三升八合

、 五町壱反三畝 中田方

今高七拾壱石九斗六合

此毛壱坪二付三合五勺なれ

三町五反五畝八歩 晩稲方

今高五拾七石四斗四升八勺

此毛壱坪二付三合八勺なれ

壱町六反六畝三歩 上畑分

今高拾六石四斗四升五合弐勺

此毛皆無

文化元子年九月

阿間河滝村役人共

御国御老分御庄屋中樣

全ク五拾五石六斗六升

不足

(貼付紙)

八丁六反六畝八歩

稲方

阿間河滝村

高百弐十九石三斗四升六合八勺

米百六石八斗四升五勺 本役米

六拾石六斗弐升五合六勺 反二七斗毛なれ

残而四拾六石弐斗壱升四合九勺

谷中不足米

合弐百八拾七石四斗弐升九合四勺

子十一月

文政三(一八二〇)年五月 大雨により春木川にかかる橋が流れ落ちるなどの被害があった。

四二〔諸願書留日記〕文政三年五月条

春木村文書

、五月十四日より大雨ニ而日々相降続、 二上リ候、右之帳面源左衛門方二留有之、 田地所々荒候ゆへ、同月廿日先格之通帳面相調へ、廿日

荒場左之通

河原・井ノ尻・ 橋詰

水底二相成候分

山中・濱田

春木川橋流落

文政六(一八二三)年六月 旱魃により兵主神社で雨乞を行った。

四三〔諸願書留日記〕文政六年六月条

春木村文書

二付 同 年 六月十日より西之内村大宮ニおゐて郷中雨乞いたし候而、(文政六年) 廿五日郷中雨礼踊献候覚、但し鬮取ニ而如此踊之義八道歌并外ニ番、〆三番、 同十九日より廿日迄大雨有之候

下松村 廿五日 四ツ半 六ツ時 加守村 西之内村 六ツ半 九ツ時 包近村 百灯尾生村 九ツ半 五ツ時 額原村 上松村 八ツ時 五ツ半 藤井村 春木村 八ツ半 四ツ時 百灯沼

村 七ツ時 野村 七ツ半 百灯別所村

尤、庄屋・年寄村掛リニ而拝殿へ相詰候事、

但し、旱魃之日数、 内、両三度も夕立 候(ママ) 四月八日二大雨、 有之候得共、垣外水并畑作一度水位之事: 其より六月十九日二いたる凡七拾日之日照り、 柞 右日数之

踊氏神三番、 帰リ西福寺、 藤右衛門、源左衛門、 〆治大夫二而稽古中之礼として笠やふり、

文政十(一八二七)年十一月 落雷で岸和田城天守閣が焼失した。

四四〔御天守類焼一件〕

宮内家文書

十一月廿日 暁七ツ時雷鳴有之、其内一ツ至

『強ク響キ渡リ落候様子也、 然レ共何方へ隕事不知、 相続テ霰降

候二付、 二付御櫓無御別条、北東之角之御矢倉も相残候也、南之方之御多門八至而近ク猛火少々移り損し候 様子也、最初雷之隕チ候八三重目位ニ而可有之と人々申候也、付ケ御天守墨児常ニハ下のに有之御鉄炮・ 御本丸之水も相減候也 地蔵之辺に火之粉大分参危ク候由、水之手ハ極楽橋ノ北より明続、御本丸之東水門より続々と運ヒ、 也、辰刻過火相鎮、 御櫓モタルルササヘ火の移様子二、大工其外人足共殊之外相働、 火移リ候段、 江戸へ之言上町飛脚五日六、 御道具八追々取片付候也、右之場所荒物方ノ御品有之、夫より御城御用席へ罷出、御年寄中御揃闡のまま ク見候ニ付、 鎖之御船幕八出シ候也、 子なり、 右衛門も出被居候、夫より御本丸へ出候処、与左衛門殿・七郎兵衛殿御出有之候、指図も有之候様(#)(粟宮) 際もあつき程也、火之勢鷺驚き候哉、 出窓毎明も有之候様子也、 黒き煙一面に揚り候也、火ノ光四方を照し昼の如シ、麗光院宅之門前、出但し戸八前二焼落候哉、、 黒き煙一面に揚り候也、火ノ光四方を照し昼の如シ、 麗光院宅之門前、 御宮近ク之不明御門より入候処、最早御天守下より二重目へも火打廻リ候様子二市、炎ハ窓々より 候也、暫有て火事之由二見候処、 御年寄衆八直二御本丸へ御越と相見候、御書院を見廻リ候処、 人足も少々駈付、御武器を御広間・御書院へ追々運ヒ候也、御天守下より御間も火移リ候 御目付被申候二付、御年寄中と御一緒二御本丸御堀外を相廻、東之御多門より巽之方 御多門江人足揚リ候様及指図、 但し初之内 火 (風カ) 御手前以、早打平士之内可遣御取調有之候、火不相鎮東之方御多門へ 御本丸御天守之樣子二付、 無之二付類焼も無之、 火に向ひ群飛を見る、直に御城へ出る、御用席之御〆リ有之 南之方之御多門少々絶切、尤下二入リ有之候御武器・ 卯時半頃より東北之風少し吹、新屋敷 右御櫓際二而引崩シ火を絶切候也、 相驚早速火事装束ニ而御城へ罷出る、 御間中無別条其節濱田八郎 北ノ御櫓危 御堀

火事少前二霰降潤有之、類焼無之と人々申候也

天保九(一八三八)年五月 大雨により春木村の田などに被害があった。

四五〔願書録〕天保九年五月条

春木村文書

乍恐願書

字八反田大道

、切所(長サ五間・馬踏弐間半・深サ八尺五寸

杭木七拾本^{被成下}· 笧竹三拾束同· 人夫百五拾人

八反田

中田弐畝弐歩 此今高四斗六升七合三勺 皆土砂入 二ケ年引 人夫 角平持

同上

、下田廿二歩地表流レ

同同人

此今高壱斗壱升七合四勺

同所

一、下田弐反三畝拾八歩 二ケ年引 西福寺

此今高四石壱斗九勺

此内土砂入東西五間半

Ī

、下田七畝廿八歩 二ケ年引 彦太夫

此今高壱石弐斗六升六合八勺

此内土砂入東西九間

濱田

、下々田壱反廿七歩 庄右衛門

此今高壱石四斗七升弐合三勺

此内土砂入東西五間半

同断南堤

、切所(長弐間弐尺・馬踏七尺・深三尺五寸)(同)

同断北堤

切所に長三間・馬踏壱間半・深五尺五寸

同

春木川より北磯上領境迄

、往還筋両側崩込三

杭木百本八拾匁・筋竹廿五束筋廿束被成下

d

右者昨廿日大雨ニ而水押し相成、書面之通普請所奉書上候、 尤切所之義往来御用荷物往通出来兼ね候

二付、何卒早々御見分被為(成下候樣奉願上候、以上、

天保九戊 年五月廿一日

池川御奉行中様

廿三日御見分 宮田茂左衛門様・堀江忠右衛門様・ 小山官太夫様・田中庄助様

天保十三(一八四二)年五月 大雨によりとんぼ池の堤が決壊した。

四六〔願書録〕天保十三年五月条

春木村文書

甚六持ヲ始として、井ノ尻三昧橋迄土砂 当 月 十八日大雨二付、田治米村とんぼう池堤切流、(素津=[蛭霜]) 入願上候処、 同廿一日下御見分として、 尾生村ヲ始、当村どんと川下孫右衛門田

24

御地方 井村喜兵衛樣 前役堀川甚蔵様・田中庄助様

但し、 組合二而加勢頼来ル、 早々普請二取かゝり植付いたし候様被仰聞候、 奥書事細々記ス、 右村方八当時築山様御代官所二付、 池郷中

弘化三(一八四六)年七月 暴風のため牛頭天王社境内の松木が折れるなどの被害が出た。

四七〔願書録〕 弘化三年七月条

春木村文書

一、弐百五日 七月七日

吹折し、 松木、長拾壱間計根起七尺廻り壱本、 右七日朝より東風列敷、少々雨添、 花表二碍リ候得共無難之事、 夕方南風二相成、牛頭天 皇 社与拝殿之間卯辰之方二有之候古 根二而弐間計朽入故吹折レ候、并八幡社花表前弐夕股之枯枝 綿方八起ス、田方も少々当ル、

牛頭天王社は現弥栄神社。 礒上村氏神当春迄二再建出来立之処、右風ニ而大木吹折、社并拝殿皆潰レニ相成候事 八幡社は明治四十年に弥栄神社に合祀された。

嘉永四(一八五一)年三月 前年の稲・木綿の不作により、 稲葉村百姓七二名が籾を拝借した。

四八〔夫食拝借御請証文〕

林家文書

控帳

泉州南郡

夫食拝借御請証文

稲葉村

差上申拝借証文之事

籾弐拾壱石 夫食拝借

右八去戌年稲・木綿存外之違作ニ付、夫食拝借奉願上候処、御伺之上、前書之通拝借被 当亥より卯迄五ケ年御貸居、辰より申迄五ケ年賦籾四石弐斗宛返納詰戻仕候積 仰付

則籾御渡被 成下、奉請取候、返納之儀八、書面割合之通相心得、 其年々社倉江可詰戻旨被 仰

一同難有承知奉畏候、 依之小前連印拝借証文差上申所如件、

嘉永四年亥三月

(他七一名略)

嘉永五(一八五二)年十月 田藩へ嘆願した。 塔原村など山手十ケ村より、旱魃による凶作のため年貢等の減免を岸和

四九 (旱魃に付山手十ケ村歎書写)

堀田家文書

「 嘉永五子年十月 旱魃二付山手十ケ村より嘆書之写」

乍恐御歎奉申上候

一、当年植付之以前より長々旱魃ニ而、全躰山分者池数も無数、養水手薄御座候ニ付、谷々より出 之御慈悲難有仕合奉存候、 奉申上候、 覚束旨役前へ縋出、 或者弐歩・三歩斗り之も多御座候二付、 地向むせ込、生立茂不宜、其上七月廿一日已来度々大風有之、 水ヲ以相育米申候、然ル処、当年^者格別之日照ニ而、池水仕舞候、山谷々より出水少く、谷々田 し、殊之外痛ミ強罷在候、然ルニ取入ニ相掛リ候処、見掛ケより者尚又取実薄く、中ニ者穂出兼、 何卒 御上様格別之御憐愍之程、山分村々之義者御手厚御恵被為 実二六ケ敷年柄二御座候二付、御定免中奉恐入候得共、不得止事、乍恐御歎 以上、 取入平均存外之凶作二市、村々百性共、当御収納之程無 山より吹下し戻風等ニ而稲作吹乱 仰下候八丶、広太

嘉永子壬年十月

木積村庄屋 勘兵衛

塔原村庄屋 庄左衛門

蕎原村庄屋格 彦市

相川村庄屋格 孫作

大川村年寄 若介

秬谷村年寄 源兵衛

馬場村年寄

茂三治

河合村年寄 吉右衛門

白原村年寄 七右衛門

神於寺組頭 九郎左衛門

地方御奉行中様

嘉永六 (一八五三) 年(旱魃により五穀が不作となった。

五〇〔葛城宝仙山之事〕

堀田家文書

続甚六ツケ敷次第候 済申候、 舞、甚以田地末々迄植付難出来候ニ付、五月十四・十五・十六日右三日之間当村中葛城山へ日参致 し候、則十五日七ツ時頃二大湯立被成下候、十六日二湯立被成下候二付、十七日二田地不残植付相 嘉永六丑年四月頃より段々旱魃二付、五月中旬二至植付二相掛リ申候得共、養水池水等余程相仕 十八日大雨降リ、 夫より段々てり上り、六月中旬ニ至リ候而も少し之湯立も無之、五穀相

嘉永七 (一八五四) 年閏七月 大雨により阿間河滝村の田などに被害が出た。

五一〔諸願書日記〕嘉永七年閏七月条

奥家文書

乍恐願書

伊勢講田土砂入

、長四間・横弐間・深五間

同所溝手

一、長四間・高さ弐間・厚五合

村持

善右衛門持

仕合奉存候、以上、 右之通、 当寅閏七月大雨二付、 破損仕候間、 乍恐御願奉申上候、 何卒御見分被為 成下候八丶、 難有

寅 八月

阿間河滝村庄屋 太郎兵衛

年寄 幸助

同 四郎左衛門

^{御地方}御奉行中様

荘は葛城山八大竜王に雨乞と地震の祈祷を行った。 安政元(一八五二)年十一月 大地震により西福寺本堂の柱などが破損した。また藩の命により五ケ

五二〔願書録〕安政二年五月条

原家文書

乍恐願書

処、屋根地及大破落込候ニ付、是又如元損し取替葺直申度、此段奉願上候、尤入用銀之儀者兼而拙 有可奉存候、 僧貯置候銀子ヲ以仕候間、 ケ所々如元取繕建修覆仕度奉存候、且又庫裏へ之伝イ梁間壱間・桁行壱間半、 同艮之方ニ而庇折廻し四間余之間屋根地及大破落込候ニ付、是亦如元損し取替葺直申度、其余損し 大地震二而艮之方角柱、 方二梁間三間・桁行四間半之角屋、同三方壱間半宛之庇、屋根瓦葺ニ而御座候処、去寅十一月四日 当寺本堂梁間三間・桁行七間、四方二壱間半宛之庇、同東之方二壱間半二弐間半之沓脱、 巽之方角柱大破損仕候ニ付、 村方并旦中之失墜二相成不申候間、 今般如元柱取替、 右願之通被 其外朽損し候柱根継仕度、 仰付被成下候八丶、 屋根瓦葺二而御座候 同西之

安政二卯年五月

春木村西福寺 旭 誉印

佐々木惣左衛門殿

斎藤 貢殿

有可奉存候、 右当村西福寺御願被申上候通相違無御座候二付、 以上、 乍恐取次奉差上候、願之通被仰付被成下候八丶 難

卯五月十七日

庄屋

年寄

宗旨御奉行中様

御代官中様

御目付中様

此間御地方より村方旦中差支二不相成哉、 被成下候 調書被仰付候、 七月十日西福寺役人差添、 願之通御聞済

五三 (葛城宝仙山之事)

堀田家文書

同 年 十一月四日五日両日八殊之外大地震、(蜜素元年) 少々ヅ、震数多有之数不知候、五日夜五ツ時頃二大

二八諸道具相登し例之通役人・神主昼夜相籠リ祈念仕候、早々御祈水も被成下、 限なし、右二付同月六日より七日之間葛城山ニおいて雨乞并二地震之祈祷致し候様被仰付候、七日 地震并大津浪二而、海岸之村々大こんさつ、所々国々在々二家倒レ又八人并牛馬等二至迄損之有事 リ申候、十二日二者山引ケニ相成リ申候、十三日ニ諸道具下リ申候、 地震も次第二相納

安政二(一八五三)年八月 大風雨により春木村・ 阿間河滝村の百姓家などに被害が出た。

五四〔願書録〕安政二年八月条

原家文書

同月廿日大風雨、 昼迄東風、 夕方西風二相成

潰家弐軒 奥左衛門

但

古痛家

納家 四軒

当浜鰯煮納家 八軒

田地八早稲上出来、 晩稲出来能候分倒レ申候、 綿方八歩方取入相済候方二候、

鰯煮納家下地通建直し願上ル

五五〔諸願書日記〕安政二年八月条

奥家文書

乍恐御届ケ奉申上候

字

松木 **弐** 但し四尺廻り

太郎兵衛持

梁間壱間半・桁行弐間 藁葺之家

右者一昨廿日之大風ニて、 松木者根置、 家者傾倒申候二付、 乍恐此段御届ケ奉申上候、 尤怪我人

牛馬損シ不申候、以上、 卯年)

八月廿二日

村役人共

御地方

御奉行中

五六〔諸願書日記〕安政三年四月条

奥家文書

乍恐願書

諸井関

長九間・

巾壱間・高サ三間

惣石関

村

井 関 長拾間

字川久保

土居木関

仲間持

右之通、井関去ル卯八月廿日大雨之節破損仕候ニ付、(寒風川) 此度右之通普請仕度奉存候二付、 乍恐此段御

願奉申上候、 何卒御見分之上右願之通リ御聞済被為 成下候八丶、 難有奉存候、 以上、

辰ノ四月 (安政三年)

庄屋・年寄 名印

御奉行中様

安政四 (一八五七) 年七月 大風による高波で春木村の田畑に汐入りの被害があった。

五七〔願書録〕安政四年八月条

原家文書

先月廿九日夜大風二付、 其御領内寺社破損所并村々大樹倒・人命損し有無取調之上可申出旨、 被仰出

八月十一日(秦國甲) 以上、

岸屋直三郎

右之通郷会所より触来ル

一、先月廿九日夜大風雨二付、 堺御番所様より御尋御座候村方之義、 高浪二而田畑汐入少々御座候

へとも、外二御尋之荒所等無之候二付、 此段御断奉申上候、 以上、

郷会所江 旦八月廿日

春木村役人

元治元 (一八六四) 年五月~六月 大雨により阿間河滝村の川堤などが破損した。

五八〔諸願書日記〕元治元年五月~六月条

奥家文書

乍恐願書

長六間・巾壱間・ 高さ壱間三合

同 村 同

阿間河滝村三人

長九間・巾三間・高さ壱間三合

同村同

長四間半・巾壱間・高さ壱間三合

同村弐人

同溝手切付

一、長弐拾弐間・巾壱間・高さ壱間三合

長三拾八間・巾五合・深弐合

真上彦左衛門

阿間河滝村三人

同久保堤

長拾三間・巾壱間半・高さ壱間三合

同衛門太郎・又兵衛

阿瀬違新田破損

一、長拾三間・ 巾四間

同人

右之通大雨二而破損いたし候ニ付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分被為 成下候八、難有奉存候;

以上、

子 五 月 月

阿間河滝村庄屋奥太郎兵衛

同四郎兵衛

^{御地方}御奉行中様

乍恐願書

字中嶋関

一、中蛇籠 九本

土 俵 百

阿間河滝村六人

流木村五郎兵衛

六尺杭 六拾本

一、五間大蛇籠 六本同かり関

土 俵 七十

同

六尺杭 五十本

一、五間大蛇籠 六本

土 俵 三十

阿間河滝村三人

真上彦左衛門

五尺杭 弐十五本

同かり関

一、五間蛇籠 拾弐本

土 俵 三 十

同人

六尺杭木 三拾五本

字とうび

一、笧竹 三拾束

阿間河滝村喜三兵衛

六尺杭 三拾五本

同所溝手下

三拾束

同

恒右衛門・又右衛門

七尺杭 弐拾五本

右之通此度大雨ニて破損いたし候ニ付、普請仕度奉存候、 乍恐此段御願奉申上候、 何卒御見分之上右

御聞済被為 成下候八丶難有奉存候、以上、

子 五 月

阿間河滝村庄屋奥太郎兵衛

年寄喜二兵衛

『四郎兵衛

池川御奉行中様

(中略)

乍恐願書

字川久保

長拾七間・ 巾壱間半・三間平均三間十三間半・四間半・平均三間

与三右衛門持

田地川欠

右築立

長拾七間・巾三間・高さ壱間

同人

存候、以上、 右之通大雨二て田地川欠二相成候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分被為 成下候八、難有奉

庄屋・年寄

名印

子 六 月

^{御地方}御奉行中様

乍恐願書

字川久保関

蛇籠 拾五本

杭木 五十本

仲間

土俵 三十

右之井関大雨ニ而破損いたし候ニ付、 普請仕度奉存候二付、 乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分之上

右御聞済被為成下候八、難有奉存候、 以上、

子 六 月

庄屋・年寄 名印

池川御奉行中様

元治元 (一八六四) 年七月 旱魃のため、 阿間河滝・土生滝村は雨降明神に雨乞いをした。

五九〔諸願書日記〕元治元年七月条

奥家文書

乍恐御届奉申上候

日夜参詣仕雨乞仕候得共、 当年長々旱魃ニ而最早養水無御座候ニ付、両滝村立合氏神土生滝村雨降明神へ先日より両村申合、 潤雨無御座候二付、 今日より潤雨御座候迄両村共右明神へ参篭いたし、

雨乞願念仕度奉存候二付、 乍恐此段御届奉申上候、 以上、

(元治元年七月)

^{両滝村}役人共

役代組頭長三郎

御代官中様

御奉行中様

御奉行中様 / 四本

御目付中様

尤当年八御出張二付、 御上御心配折柄故、 なり物八御聞届無御座候事、

元治元 (一八六四) 年八月 旱魃のため春木村は氏神で雨乞いを行い、 降雨があった。

六〇〔万留帳〕元治元年八月条

原家文書

乍恐御断奉申上候

先達而長々照続二付、 御田地及渇水候二付御届奉申上、 村方氏神二而雨乞仕居候処、 潤雨有之、

子八月十八日 (元治元年) 今日より相止申度候二付、 此段奉申上候事

春木村役人共

御代官中様

^{御地方}御奉行中様

宗旨御奉行中様

御目付中様

治郎兵衛ヲ以

元治元 (一八六四) 年九月 旱魃に次いで八月の大風雨のため稲方・綿方とも大凶作となった。

六一〔諸願書日記〕元治元年九月条

奥家文書

乍恐御歎奉申上候

歩毛迄二御座候、諸色案外之高直、旁以迚も御皆済難相勤旨、村々役前へ段々歎出候得共、御定免 之儀壱弐歩毛より三歩迄分多、五歩以上之毛上少ク、尚又綿方之義壱弐歩毛之場所多、上歩ニ而三 愍ヲ以厚御仁恵之御沙汰被為 出、実二於私共も心配仕居、難黙止奉存候二付、 之分も夥敷、 取入二相掛リ是迄之凶作年与違、諸色高直故多分之失遂出入御座候処、長々照続之障ニ候哉、虫付 中与申、近頃御上様ニも格段御物入続之中へ御歎奉申上候儀奉恐入候ニ付、様々差押リ御座候処、 於氏神雨乞礼願いたし候処、 居候得共、長々潤雨無御座候ニ付、井戸水も涌不申、難行届端々焼痛候ニ付、御届奉申上候而村々 肥手十分二仕込候処、六十余日も照続、池々不残干池二相成候二付、井戸渕等掻水所色々強情二仕 当年種付前後雨多、 其上風当リ等ニ而格外之凶作故、何ヲ以御皆済 池之養水十合致し、其後照続候ニ付、豊年柄与見込何れも相励、 八月八日大風雨二而吹荒し、御田地一躰誠二見苦敷相成申候、則稲方 成下候八丶、 広大之御仁恵一同重々難有仕合二可奉存候、 乍恐此段御歎奉申上候、 申上手都合難出来旨申之、連々歎 何 卒 御上樣格別之御憐 格段高直之 以上、

元治元年九月

阿間河谷村々庄屋・年寄共

御国御老分中様

ちるなどの被害があった。 元治元(一八六四)年十一月 大雨により春木村の田畑等に被害があり、 阿間河滝村では高橋が落

六二〔万留帳〕元治元年十一月条

乍恐御願奉申上候

原家文書

字往還筋八幡下大道 長六間・巾五尺

深床堀五尺

一、凡六畝計

土砂入

七八寸 八郎右衛門作

同所 字北葭原畑堤 長廿五間・ 右同断 右同断 凡壱畝計 凡壱畝半 凡六畝計 凡七畝計 凡五畝計 凡四畝計 同三畝計 巾壱間半 同 土砂入 五寸 土砂入 同 同 同 同 床堀 土砂入 深床堀五尺 同 同 五寸 七寸 五寸 壱尺 清蔵作 七蔵作 源右衛門作 彦太夫作 六左衛門作 仁左衛門作 善左衛門作 七郎右衛門作 右衛門作

^{御地方}御奉行中様

一、長六間・巾五間

字葭原汐除堤

申上候、御聞済被為

成下、

難有仕合可奉存候、以上、

子十一月廿一日

右者一昨十九日大雨二付、水押切所荒場二相成候間、乍恐御見分之上御普請被

仰付候樣、

御願奉

村庄屋・年寄

深床堀六尺

六三〔諸願書日記〕元治元年十一月条

奥家文書

、十一月十九日朝より大雨ニて古今まれ成大洪水也、

乍恐御届奉申上候

地字川原・吉兵衛田地・土生滝村久兵衛田地土砂入大流レ、其余所破損土砂入等多御座候得共、取 昨十九日大雨ニて当村高橋西詰石垣崩、橋落し申処、喜三治屋しき川欠ニ相成、其余佐右衛門田

阿間河滝村役人共

^{御地方}御奉行中様

共相流レ申候事申上候、 右出勤太郎兵衛御役所様へ御呼出し之上、阿瀬違新田荒之義御尋ニ付、字高 不残新田・古田

十一月廿二日下見分いたし、 左之通願書指上申候、

乍恐願書

高三斗壱升五合

字とうび新田七拾八坪七合五勺・長弐拾弐間半・巾三間半

阿間河滝村作右衛門

高四升三合七勺

同所新田九坪七合五勺・長六間半・巾壱間半

同常右衛門

高八斗弐升三合六勺

、字川久保下弐百四拾三坪・長弐拾弐間・巾六間半

与三右衛門

同

高壱升三合七勺

長六間・巾五合 字河原本畑三坪

同喜 二治

右之通当月十九日大雨洪水之砌川欠二相成候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分之上御引米

子十一月(元治元年) 独有奉存候、 以上、

阿間河滝村庄屋奥太郎兵衛

庄屋格喜二兵衛

年寄四郎兵衛

御奉行中様

乍恐願書

字登池堤崩

長六間・法五間・巾三間半

久太夫・九左衛門

にし山池

、長四間・法壱間半・巾壱間半

与三兵衛

右之池当月十九日大雨之節破損仕候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分被為 成下候八、難

子十一月 (元治元年) (元治元年)

御奉行中様

庄屋・年寄共

乍恐願書

字車谷道崩

長拾間半・法三間・巾弐間

村

同

一、長四間・巾壱間半・厚壱間

¢	一、長五間・巾三間・厚弐合同	一、壱反同	一、八畝	一、七畝	一、九畝	一、壱反壱畝川久保	一、三畝同	一、五畝	一、壱畝拾五歩	一、四畝七歩字川原田	ø	一、長弐間・巾弐間・深さ弐間西詰土砂込	一、石垣長壱間・巾壱間東詰	一、同長弐間半・高さ弐間半	一、同長五間・高さ弐間半	一、石垣長三間半・高さ弐間半高橋西詰	一、長八間・巾壱間・厚五合#口土砂込	一、長八間半・巾壱間・法弐間同築立
	米助	同人	吉兵衛	土生滝九左衛門	村吉兵衛	土生滝村久兵衛	助右衛門	彦太郎	吉右衛門	佐 右 衛 門		同	同	同	同	同	同	同

`	字
2	١Ŝ١
Ļ	かだ
•	溝

、長五間・法弐間・巾七合 村

長三間・高ち弐間・巾七合

同

一、長拾弐間・巾四間・厚七合 しまだ土砂入

彦太郎

、長九間・巾六間・厚弐合 あし山同断

池の内

長拾間・ 巾三間半・厚弐合

九左衛門

にし山溝

藤右衛門

かし山

長拾間・法三間・巾七合

与兵衛

、長五間・ 法六間・ ·巾壱間

仲間

惣松土砂入

一、長四間・ 巾四間・厚壱間

四郎兵衛

にし山同断

長四間・ 巾弐間半・厚三合

与兵衛

長四間・法壱間半・ 巾壱間半

又右衛門

、長六間半・巾弐間・

厚弐合

与右衛門

一、長拾間・法弐間半・巾七合

西右衛門

同土砂入

、長四間半・巾弐間・厚五合

同人

長三間・巾弐間・厚五合

長三郎

小池

長四間・法壱間半

宇右衛門

ほこの池

長八間・ 巾弐間・厚弐合

佐右衛門

千石堀崩

一、長弐拾三間・法壱間七合・巾五合

佐右衛門

ほの池道崩

一、長九間半・巾弐間半・法弐間六合 又右衛門

36

たうび

、長三間・法壱間半・巾六合 又兵衛

長四間半・法リ弐間半・巾六合 村

一、長六間・法弐間半・巾壱間 又兵衛

奥太郎兵衛

、長四間・巾弐間・厚七合

同土砂入

右之通当月十九日大雨之節夫々破損土砂入等二相成候二付、乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分被

子十一月 (元治元年) 成下候八、難有奉存候、 以上

阿間河滝村庄屋奥太郎兵衛

庄屋格喜三兵衛

年寄四郎兵衛

御奉行中様

慶応元 (一八六五) 年六月 大雨により阿間河滝村の田畑等に被害があった。

六四〔諸願書日記〕慶応元年八月条

奥家文書

乍恐願書

蛇はみ溝

長三間・巾弐間・ 高弐間

村

あら池土砂入

長六間・巾四間・厚壱間

助次郎

一、長拾弐間・ 巾壱間・高さ四間

とま久保

長四間・高さ壱間・巾壱間半

四郎左衛門

喜作

ほねき土砂入

長八間・巾弐間半・厚壱間半

四郎左衛門

長五間・ 巾五合・高さ三間半

同所土砂入

長六間・

巾四間・厚六合

佐右衛門

又七

一、長拾間・高さ三間・巾弐間

彦太郎

、長十間・巾壱間半・厚壱間 へろ土砂入

彦太郎

右之通、当六月大雨之節破損土砂入等二相成候二付、 乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分之上、右

御聞済被為 王八月 成下候八丶、 難有仕合二奉存候、 以上、

阿間河滝村庄屋奥太郎兵衛

年寄喜兵衛

同四郎兵衛

^{御地方}御奉行中様

乍恐願書

、字とろびに田拾七坪 高九升四合六勺

阿間河滝村忠右衛門持

右之通、当六月大雨之砌川欠二相成候二付、 乍恐此段御願奉申上候、何卒御見分之上、御引米被為

成下候八丶、難有仕合奉存候、 以上、

丑ノ八月

阿間河滝村庄屋奥太郎兵衛

年寄喜兵衛

同四郎兵衛

御奉行中様

慶応二 (一八六六) 年五月 大雨により春木村で堤が切れるなどの被害があった。

六五 〔日記〕慶応二年五月条

原家文書

乍恐御願奉申上候

堤切弐間

十一月尽出来立

床堀四尺・根起弐間・高七尺・天場五尺

同所土砂入

五畝余 清兵衛

一、壱畝余

市三郎

十月六日御見分、井上様・小山様、

被成下有之筈

往還筋八幡下

壱畝余

利吉

八間余

出来立

床堀六尺・根起四間・高五尺・天場弐間半

同所

、土砂入 六畝 八郎右衛門 被成下なし

同所

同

四畝 清蔵

同

一、同所

壱畝

善六

同

堤切五間

出来立

床堀五尺・根起八尺・高五尺・天場三尺五寸

原藤堤

土砂入 壱畝

右同人

前同断

右同断

同所続

堤切五間

村畑

同

出来立

右同断 床堀三尺・根起五尺・高四尺・天場三尺五寸

、土砂入 壱反五畝 善左衛門・利右衛門 勘蔵 同

同所

堤切八間

新田堤

十一月出来立

床堀七尺・根起四間・高壱間半・天場弐間半

三本

川原伊勢々田

但し三尺廻し

、土砂入 同所

壱畝

忠兵衛

被成下なし

右之通昨十五日大水二而荒所出来候二付、 乍恐此段御届奉申上候、尤早々御見分之上、御入用被成

下度奉願上候、已上、

寅五月十六日

庄屋・年寄

御地方御奉行中様

御目付様

治郎兵衛ヲ以

六月十一日御見分、 土砂入被成下無之、 余八御先渡

や石灯篭が倒れる等の被害があった。 慶応二(一八六六)年八月 大風雨により岸和田城の御殿・伝馬口門・矢倉、外堀土手の松などが破 藩領内の町人・百姓家も多く倒壊、 死者も二五、六人あった。また葛城山八大竜王社の拝殿

『岸和田市史史料』六

昨夜四半時頃より七時過迄、近年無之大風雨、御城内御殿向初所々御破損、 等ニ而潰れ家数不知、依之御次へ罷出、 松凡百本余吹倒申し候、伝馬口御門・御矢倉吹倒れ、 殿樣奉伺 御機嫌候事 其外御城下無格家、町人・百性家、御領分中 御城内外御堀土手二而

根起之松木、幾千本共数不知 御領分中二市潰れ家下敷二相成相果候者、 自分屋敷、斎藤側塀少々損し、 見隠し吹飛申し候、 凡弐十五、 六人、 御領分中潰れ家、 本家棟瓦少々同断之外、 凡三百軒余、 為差損所無之 吹倒れ

六七 〔慶応二年日記〕慶応二年八月条

原家文書

乍恐御願奉申上候

牛頭天皇境内

根起松 三尺廻りより一ト六寸迄 拾五本

吹折松 四尺廻リより弐尺廻迄 三本

、根起松

壱尺廻り

三本

八幡境内

根起松 三尺廻リより一ト六寸迄 拾八本

吹折松 弐尺廻り

三本

牛神松

一、同 三尺廻り

同

礼拝塚

同

枝木壱本

貯置申度旨、氏子共より乍恐此段御願奉申上候、御見分之上、右願之通御聞済被為 右之通、昨七日夜大風雨二而右之及仕儀候二付、 早々根伐仕度奉存候、尤売代銀之儀八社修覆料ニ 成下候八丶難

有可奉存候、已上、

宗旨御奉行

慶応二寅八月八日

庄屋・年寄

山方御奉行中様

乍恐御届奉申上候

字小松原

根起松 三尺廻り

壱本

一、根起松 一ト六寸

壱本

右者字小松原御上植付松二而御座候、 此段御届奉申候、 上

八月八日

山方御奉行中様

(中略)

乍恐御願奉申上候

、根起松 三尺廻り 清兵衛持堤

三本

同同所 弐尺五寸廻り 清吉持堤

弐本

一、同所 壱尺五寸廻り 七右衛門持堤 壱本

同所

一、同 三尺廻り 忠兵衛持堤

壱本

一、同

弐尺五寸廻り

平右衛門持堤

弐本

同所

同 弐尺五寸廻リより壱尺迄 久助持堤 六本

堤 切 長サ八間・高サ六尺・根置弐間・天場五尺

此普請別紙二而願出候

付、乍恐願奉申上候、尤堤切之儀、御見分之上普請取掛リ被仰付度奉願上候、右両用共願之通被為 右之通銘々持堤之松木二而御座候処、昨七日夜大風雨二而根起仕候二付、早々根伐仕度段申出候二

仰付被下候八丶、 難有奉存候、已上、

寅八月八日

庄屋・年寄

地方御奉行中様

(中略)

乍恐御届奉申上候

潰家 壱ケ所 梁間弐間半・桁行四間 瓦葺 無高人 右衛門ノ 留蔵

同断 梁間弐間・桁行四間半 瓦葺 借家

同断

梁間弐間・桁行三間

藁葺

長太夫

同断

百 姓 平右衛門

梁間弐間・桁行三間 百 姓 久太夫 借家

同断 梁間弐間・桁行四間半 無高人 弥次右衛門

广 右之通一昨七日夜大風雨二而潰家二相成申候、尤怪我人等無之相助候間、此段乍恐御届奉申上候:

寅八月九日

村役人共

御代官中様

御目付中様

宗旨計御届之積リ皆 届候事

一、門 壱ケ所 梁間五尺・桁行八尺 西福寺

但し南門

本堂・庫裏・平家・永寿院・西休院、右之瓦落御座候

(中略)

乍恐御届奉申上候

一、杉 弐間 丸太 弐本

、同 弐間 古木 弐本

一、同 壱間 古木 拾四本

、根起松 弐尺廻り 壱本

松

五尺杭

廿五本

「古者」をいうは前に記ずる表

右者一昨七日当浦二流寄申候、

一、同 夫兵衛一、流失小船 一艘 半七

一、流失小船 一艘 孫太夫

、同 一艘 藤兵衛、破船 一艘 半七

、同 一艘 栄蔵

P

右之通破船流失仕候二付、乍恐此段御届奉申上候、已上、

寅八月十日 春木浦 役人

御代官中様

御目付中様

堺行被仰付

去ル七日夜大風雨ニ付、御本丸跡御屋敷及大破、暫時之間雨天凌ニ浦方へ千五百枚御用分御用被仰付、

六八〔葛城宝仙山之事〕

堀田家文書

弐本吹倒、火袋弐ツ玉壱ツ割仕舞申候、右ニ付同月十日庄内役人共壱人ツ、登山致見改申候、 慶応二寅年八月七日大風雨二付葛城山拝殿皆倒、 茶所屋根半方吹損シ申候、 尤御寄付之石灯篭 同月

十一日庄内村々役人壱人ツ、右破損届ニきしへ行、 則届書左之通、

乍恐御届奉申上候

一、五ケ之庄惣社葛城山八大竜王社此度大風雨ニ而相荒申候、則左之通、

- 嘉永五子年九月御寄付被遊候石灯篭之内、弐本吹倒、 火袋弐ツ玉壱ツ割仕舞申候
- 拝殿梁間壱間半・桁行三間、 屋根板葺二而御座候処吹倒申候
- 茶所梁間弐間・桁行四間半、屋根板葺二而御座候処、 半方屋根吹損申候

右之通相損申候二付、乍恐此段御届奉申上候、以上、

寅八月

ガケ之庄役人;

宗旨御奉行中様

明治十二(一八七九)年六月 社等が破損した。 貝塚沖で発生した竜巻により、旧岸和田城内・池之尻の家屋や沼天神

六九 〔熊沢友雄日記〕明治十二年六月二十八日条

『岸和田市史史料』ハ

一、昨日午後五時過貝塚沖海上ヨリー団ノ黒雲発生シ、其勢ノ猛烈ナル見ル々々渡海船一艘ヲ覆ヘシ、 テ又跡ノ見ルナシ、凡其勢ニ触ルヽ者大家塀等実ニ枯レタル芦ヲ拉クカ如ク、実ニ希有ノ異事也、 云フテ可ナラン歟、 気ヲ発スルヲ見シト、依テ愚考フルニ全クエレキノ作用ニシテ、俗ニ云フ雷ノ横様ニ震行セシ者ト 而シテ其震二触ル、家ヲ除クノ外、近隣隔壁モ又甚シク響音ヲ聴スト、或人云、其雲気中ニ時々火 須藤与惣・久野宗興屋根破損、岸和田村池ノ尻民家少々、 夫ヨリ岸和田旧城内古浜田七郎長屋ヲ震シ、岡部為吉庫同断、二ケ所共拉ケル、近藤淳居宅半潰レ、 屋ノ長屋ヲ拉キ、松ノ大木根本ヨリ壱丈計上ニテ折レル、其折レ口恰モ大根ヲ切断セル如シト云、 東二来ツテ貝塚大商広海ノ庫蔵ヲ搗キ、同所弐軒屋迄ノ間所々破損、二軒屋吹屋大荒、 尚識者ノ考ヲ待ツ 沼天神社少々破損、 藤井村ニ到勢散消シ 同所水車小

七〇〔熊沢友雄日記〕明治十五年八月八日条 明治十五(一八八二)年八月 大風雨により南郡・日根郡の海岸部の田畑に海水が入る被害があった。 『岸和田市史史料』九

程半額、或八悉皆損亡トナル、之本日塩見書記カ復命スル処也、京摂間等八殊二水害風損多シト云々 去ル五日近来稀ナル大風雨ニテ、沿海田畑へ格別ノ汐水ヲ打上ケ、凡我二郡海岸ニテ田畑三十町

七一 明治十六(一八八三)年七月~九月 〔熊沢友雄日記〕明治十六年七月二八日~九月十日条 旱魃により、各地で水論があり、田畑の作物にも被害があっ 『岸和田市史史料』九

(七月二八日条)

等二付退庁時間頗夕刻二及ヘリ、 炎旱已二三十日ヲ経過シ、処々養水ノ欠乏ヲ告ク、隣村或ハ井郷ニ対シ水論往々差起、 只日夜天ヲ仰ヒテ潤雨ノ恵沢ヲ望ムノミ、 説諭処理

(八月十一日条)

村ヲ巡廻セシメタルノ処、 シテー旬有余ヲ経過セハ、 一大降雨ヲ賜ハラサル、 天未雨ヲ降サス、田畑ノ植物追々損害ヲ生スルノ趣ニ付、 日夜天ヲ仰ヒテ雲霓ヲ望ム 十ノ五分八損失ニ帰スヘシト、 今朝復命シテ云、已二損害ヲ被ムルノ稲方十中ノ二二居ル、若シ不幸ニ 天神地祇民ヲ恵ムノ心アラハ、何ソ早ク 一昨日ヨリ勧業掛書記ヲシテ日根郡諸

(九月十日条)

- 畢テ上局ニ於テ知事及遠藤書記官ヨリノ内達等アリ、午後一時会議畢ル、(中略) 7区別等ヲ議シ、追テ打合ノ為実施已前ニ於テ臨時集会諸郡寛苛ノ不同無之樣議決スヘキニ談シ、 午前八時ヨリ本府二出頭ス、同刻過ヨリ開議、本月八諸郡旱損二付備荒儲蓄規則十二条・十七条
- ニアリ、寝食ヲ安ンセサル茲ニ六旬日余、 仮令幾分ノ損害ヲ受クルモ野ヲ轍シテーツモ得ル処無キニ比セハ其幸如何ソヤ、実ニ歓ニ堪ヘサル 論ナキコトナレトモ、 尽流水絶ユ、継クニ井水ヲ以テスルモ井水モ亦涸ルヽモノアリ、農家ハ夜ト無ク昼トナク灌漑ニ而 無カルヘシト、 商賈八市二集ツテ歓歌ヲ発ス、未夕充分ノ湿ト云フニ至ラスト雖、 会後ノ話ニ云、 ノ田野ヲ湿ス、 同行楠本書記八昨日同行スヘカリシニ都合有之、本日早発シテ出府シタリシニ、同人大坂府ニ来 労苦実二筆紙ノ尽ス処二非ス、 抑本年挿秧ノ後雨無キ事八旬ノ長キニ及ヒ、田面八亀裂シテ恰モ白雪ノ如ク、 枯死ニ瀕スルノ稲及畑物等一時勃然ノ勢ヒヲ起シ、 昨夜日没後ヨリ陰雲四方ニ起リ、同十時ニ到雨初メテ降リ、降雨凡二時間余、 若不幸ニシテ昨夜ノ降雨無クンハ、或ハ明年ノ種穀ニモ差支ユル処アラン、 昨ニシテ初メテ雨降、十分ノ収穫ヲ得ラレサルハ素ヨリ 友雄乏ヲ郡長二受、二郡人民ノ愁苦ハ集メテー身ノ胸裏 一時必死ノ場ヲ免レ、其歓極リ 農夫八桔槹ヲ投シテ野ニ抃チ、 池水

の被害があった。 明治十七(一八八四)年七月 大雨により南郡・日根郡内では池川堤の決壊や田畑・家屋の流失など

七二〔熊沢友雄日記〕明治十七年七月十六日~八月二十日条

"岸和田市史史料』九

七月十六日条)

ナリ、大雨ヲ侵シ出庁シ、直チニ郡書記・雇吏等ヲ各所ニ派出セシメ、破壊ノ防禦ニ手ヲ尽スモ水 去十二、三日ノ頃ヨリ日々降雨止ム間無ク候処、本日二到暁来曽テ不覚程ノ大雨トナリ、堪水山野 方ナシ、夜二入一ト先帰宅ス、自分宅八裏手小継氏境目ノ土壁悉皆倒レタリ、 勢甚敷、所々堤防ノ決壊スルモノ無数、橋梁ハ十中ノハ、九ヲ失ヒ、道路不通、 テハ田畑ヲ流シ、或ハ土砂入トナリ、 二充満セルヨリ、午前十一時過ヨリ部内村々溜池ノ塘・諸川ノ堤、之レカ為崩壊スルモノ不少、依 或八人家等ヲ押流シ、家財ヲ流失スル等実ニ未曽有ノ天災ト 各所ノ雑沓言ハン

(七月十七日条)

申来候二付再出庁、 洪水処分ニ係リ、 薄暮迄出庁、一旦帰宅ノ処、 夫々処理ノ上引取 久米田堤危嶮ノ旨報知、 且本府土木課長来庁ノ旨

(八月二十日条)

二時間、夫ヨリ三ケ山村旧戸長武田某ノ案内ニヨリ、三ケ山村領ノ荒地ヲ見分シ、次ニ岸和田村 池ノ破壊ヲ同断、右ニテ今回巡視ノ部分ヲ果シタルニヨリ帰路ニ赴キ、 ヨリ馬場村二到、山池ノ破壊ヲ巡視シ、畢テ水間村二到、 朝飯後人力車ヲ雇ヒ、木積村戸長役場ニ到、 同所ヨリ前導者ヲ命シ、 戸長中野氏ニ行、午飯ヲ依頼シ、休息凡 同村領ノ荒池ヲ見分シ、 薄暮堺町ノ自邸ニ帰ル、 夫

明治十八(一八八五)年七月 大雨により多くの人家が被害にあった。

七三〔熊沢友雄日記〕明治十八年七月二日条

『岸和田市史史料』九

、本日二到風雨全ク止ム、然レトモ非常ノ大雨ナリシニヨリ所々小破損不少、 稀ナリ、近来如何ナル時運ナルカ、年々天災打続人民ノ疲弊啻ナラサルノ上、 フハ実二慨歎スへキ事也、 斯ク臨時ノ災害ヲ加 人家ノ如キモ全キハ

昭和九(一九三四)年九月 室戸台風が襲来し、 沿岸部を中心に甚大な被害があっ

七四〔岸和田市風水害概要〕

昭和十年三月岸和田市役所発行

- 一、災害当時の気象及高潮
- 1) 颱風襲来前の警報(略)
- (2) 颱風の進路及発達(略)
- (3) 風速(略)
- (4) 気圧(略)
- (5)高潮の襲来

じ、次に風の南東に変じて益々其の暴威を逞しうするや、 二十一日未明より東風漸く強くなるに従ひ潮位は漸時上昇し、午前七時過ぎより轟々たる海鳴を感 て付近町村の最高潮位及び襲来の時刻を示せば左の如し。 高きに達せり。 潮所の調査によれば、 (オホサカ・ボート水準基点より見るときは一丈二尺二寸の高さ)今本市を中心とし 此の時の潮高は本市海岸に於て平水位より七尺二寸六分(二・二メートル)の 遂に高潮の襲来する所となれり。 淡輪検

谷川港	淡輪検潮所	箱作海岸	尾崎海岸	佐野海岸	岸和田海岸	忠岡海岸	大津町鼻	浜寺公園	堺三宝	大阪築港		場所
= = 0	四二九	四 九 五	五・九四	六・六〇	七二六	八 <u>:</u> 五	九・九〇	一 - 五 五	— 二 五 四	- - - 七 -	7	最高潮
せ・00	t·0	t・ 0	七・三五	七・四〇	七・四五	七・五〇	七・五〇	七・五五	八· - 0	0	寺	時刻

坪に達したり。 右の如き高潮の襲来によりて本市海岸に沿へる各町は悉く海水の浸す所となり、其の面積四萬五千

今これが浸水程度を各町別に調査すれば左の如し

名	浸水程度	1 名	浸水程度
	尺		尺
大工町	一六八	大北町	三・九六
中之浜町	= : 0	北町	三・九六
紙屋町	二、八〇	並松町	七・二六
中北町	≡. ≡0	下野町	五・九四

、罹災家屋及罹災者

倒壊及び流失家屋百四十戸、浸水家屋千二百四十五戸に達し、罹災者数実に六千五十九人を算する に至れり。 岸地方は一瞬にして濁水の浸す所となり、 話は不通となり、郊外電車、自動車は全部運輸不能に陥れり。更に急激なる高潮の襲来によりて海 を震動し、瓦礫を飛ばし樹木を倒し、遂には家屋牆壁を倒壊し、電線は切断し電柱は倒れ、電信電 二十一日早朝よりの風雨は漸次其の勢力を加へ、午前八時前後には未曽有の大颱風と化し轟々天地 其の惨状言語に絶せり。浸水総面積四萬五千坪に及び、

今各町別住宅罹災状況を示せば次の如し

土
$\dot{\Rightarrow}$
七
罹
災
耂
白
調

	沼		別所町		藤井町		上野町		下野町		並松町		北		堺		南	町
	町		町		町		町		町		町		町		町丁		町	名
人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	戸数人口
<u> </u>	Ξ	四五	Ξ	九	Ξ	六	四	<u>-</u>	五	七	=	Ξ	_			四八	0	全 壊
四	_	<u>-</u>	t	<u></u>	=	八〇	<u>-</u>	Ξ	五	<u>-</u> 五	八			Ξ	_	<u></u>	Ξ	半壊
										t	_					九	t	流 失 —
								七二	_ 	<u>二</u> 六	五八					四四〇	八四	床上浸水
						六七	— 五	四二	九八	五五	八〇					四五〇	五〇	床下浸水
— 四	四	六五	<u>-</u>	— 九	五	六三	三九	五三四	_ = -	<u>六</u> 五	— 四 九	Ξ	_	_ =	_	九七七	三五四	計

	合計		大北町		中北町		大手町		紙屋町		中之浜町		大工町		南上町		野田町		上 町		五軒屋町		筋 海 町
占	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数
四 三				六	五	三九	<u>_</u>	Ē	t	三七	t	Ξ	五	Ξ	六			五八		六	_	七	
	_ O	=	五	八〇	八	<u>=</u>	t	=	五	四〇	Ξ			<u>=</u>	九	Ξ	_	— 五	六				
三八		四	_	蓋	九	八	四	八	=	— 五	四	Ξ	t										
六八	五四〇	<u>-</u>	<u>二</u> 五	二七五	八〇	四六〇	-00	- 七五	五〇	- 七	五〇	四六	10 10										
二 八 六	七〇五	=======================================	五〇	100	五〇	- 五〇	四〇	一七四	三八	— 五 九	四四四	六四八	一四〇										
六〇五九	一四九五	三九七	八八	六〇六	_ 六 _	六八七	_ 六 _	四〇九	<u> </u>	四七八	_ 七	九三八	=======================================	四二	_ 五	Ξ	_	七三	<u>-</u>	六	_	七	=

十五戸は本市全家屋七千六百に対し一九・七%に当り、罹災者六千五十九人は本市全人口三萬七千 人に対し一六・四%に当る。 即ち浸水面積四萬五千坪は本市全面積百二十四萬六千坪に対し三・六%に当り、罹災家屋千四百九

特に府立岸和田中学校に於て生徒三名、南町及び堺町に男女各一名合計五名の圧死者を出し、 他重軽傷者百四十名に上りたるは遺憾の極みなり。 其の

参照 大阪府下罹災者状況(略)

三、本市公営物ノ被害

生徒児童の避難救護に最善の努力を致したる結果、僅かに市立実践高等女学校生徒一名の負傷者を 七時三〇分頃には生徒、児童の大部分は未だ登校し居らざりしと、学校教職員の措置其宜敷を得、 の会集場倒壊を初めとし、朝陽、中央、城内各小学校の損害激甚なりしも、颱風の最強時たる午前 風水害に因る本市公営物の被害も亦甚大にして就中東光尋常高等小学校の全壊及び浜尋常小学校

出したるに止まりたるは不幸中の幸なり。

其の他港湾修築工事は多大の障害を受け、 状況につき調査の概要を示せば次の如し。 に其の機能を失ふに至り、市民の生業乃至日常生活上に蒙れる打撃甚大なり。 電燈電力の設備亦破壊損傷し、 一切の通信交通機関は遂 之等市公営物の被害

(甲)学校及び幼稚園

(1)中央尋常高等小学校

なり。 本校は被害最も少く、 瓦屋根、 樋、 建具等に損傷を蒙りしのみにて、 其の被害見積額金四百五拾円

(2)城内尋常小学校

木造二階建校舎傾斜の為め屋根瓦、 柱 天井、 床 建具等に損傷を蒙り、 其の他の校舎被害共見積

額金二千二百五十円なり。

(3)浜尋常小学校

屋根瓦、 したり。 本校は其の位置海岸に近接せるを以て其の被害最も甚だしく、浸水は校門玄関前にて深さ四尺に達 平家建会集場(八十五坪)は倒壊し、 建具等にも相当大なる損害を蒙り、 鉄筋コンクリー 其の見積額金九千二百五十円の多きに達せり ト塀長さ十五間崩壊、 其の他の校舎の

(4)朝陽尋常小学校

二階建校舎の一部弛み、其の他の校舎なる屋根瓦、 額金二千五百円なり。 壁、 板張、 建具等に多大の損害あり。 この見積

(5)東光尋常高等小学校(併設市立高等実践女学校)

屋根、 戸屋形、便所其の他(合計五十九坪)の傾斜による損害四萬六千三百二十八円、講堂の傾斜及手工室 足場及び廊下(三十六坪)倒壊による損害五萬八千六百六十円、二階建校舎(百六十坪)平家建廊下井 本校は其の被害最も激甚にして、二階建校舎二棟(一棟は百二十五坪、他の棟は百三十坪)平家建下 建具等の損傷による損害約四千円を通算し総額実に十萬八千九百八十八円の巨額に上れり。

(6)幼稚園

遊戯場の梁弛み園舎一部傾斜、 屋根瓦其の他に損傷あり。 其の見積額金五百円なり。

(附)府立岸和田中学校

校舎二棟倒壊し生徒死亡者三名、 重傷者三名、 軽傷者十四名を出せり

参照 府下小学校被害調(略

(乙)一般公営物の被害

ず。 を初めとし、 前記学校以外、 其の被害の大要を示せば次の如し。 海岸道路の埋没、破損港湾不動崎の松樹倒折、 市公営物の被害亦甚大にして、港湾、防波堤の沈下と一部崩壊、 公園の樹木倒折・損傷等枚挙に遑あら 埋立地の土砂流 失

(1)港湾

ふ怒涛は防波堤の尖端部を崩壊し、且つ延長百九十間に亘る沈下或は決潰を来し為に曩に完成した の 泉州産業の中心地として物資の集散愈々其の繁きを加ふるに鑑み、 >一端として着々其の工を急ぎつつありたる港湾修築工事は多大の損害を蒙れり。即ち高潮に伴 本市百年の大計を樹立せるも

倉庫・機械器具格納庫を倒壊するに至れり、 る第一号埋立地一帯は海面と化し、 埋立地の土砂を流失せしむると共に監督事務所・「セメント」 其損害約一萬八千円に及べり。

(2)道路溝渠

の費用を要せり。 打揚げられ、為めに延長四十間、幅員五間に亘り深さ平均三尺に達する埋没に依り之が除去に多額 道路の損害は比較的少なかりしも、海岸に面せる道路中大工町付近の道路は高潮に伴ひ海砂多量に

を要せり。 溝渠中海岸排出部七箇所は各延長二十間に亘り同様海砂の打揚げにより埋没し、之亦多額の除去費

(3)火葬場及び塵芥焼却場

火葬場 塵芥焼却場 二百円の損害あり。墓地々域内松樹の倒れたるもの一百六十余本に達し墓標石碑を覆へり。 鐘楼(二坪二合五勺)の壊倒による損害約七百円、其の他炉上屋、板塀、 炉上屋、石綿屋根、 瓦屋根、 亜鉛葺屋根其の他に約九百円の損害あり 瓦屋根等に約二千

(4)其の他公共営造物

其の他公共営造物につき損害概況を示せば次の如し。

合 計	公益質屋	託児所	職業紹介所	簡易食堂	公設市場 ^{下野町・駅}	隔離 所	伝染病院	市営住宅	消防屯所	公会堂	図書館	市庁舎		建 物 ——
	瓦屋根	藤棚、屋根、柵、壁、其の他	硝子屋根、瓦屋根、硝子窓其の他	屋根、其の他	屋根、建具、壁、其の他	柵、瓦屋根、其の他	柵、瓦屋根、其の他	瓦屋根、樋、壁、建具、其の他	スレート屋根	パラペット天端及同裏、内部壁其の他	スレート屋根及瓦屋根	スレート屋根及内部壁其の他		被害箇所
五四七〇	IIIO	<u></u>	= 00	五〇〇	- = 00	六〇〇	三回〇〇	せせ00	_	五七〇		四〇〇	円	— 被害見積額

四、商工業其ノ他ノ被害

(1)電力機関

電線及電柱にして風害に因り破壊せるもの多数に上りしため、電力全く不通となれり。 本市各機関に送電せる南海電気鉄道株式会社の変電所及発電所は浸水に因り発電能力を失ひ、又送

なり、 之が為め本市に於ける交通機関、工場、電信電話等の諸活動は一時全く停止し、電燈の供給不能と 市民は通信交通の途を失ひ、糧道を絶たれ、暗黒の中に著るしき不安焦慮の状態を続くの止

むなきに至れり。

日午后八時に至り漸く点燈を見るに至れり。 而して電力は大口需要家の消費量を制限しつゝも、二十三日より漸次復旧し、 電燈に於ては二十三

(2)郊外電車

本市と近郊との交通は一時全く杜絶し、 電線路其の他に多大の損害を蒙りたるため、 如き電力機関の被害は直ちに郊外電車に対する送電を不能ならしめ、更に又各電鉄会社自らも 市民の交通は混乱状態を呈したり。 南海鉄道、阪和電鉄両社共全線に亘り運転不能に陥り、

するに至れり 此に於て南海乗合自動車株式会社は従業員を督励して二十二日午前より臨時自動車を増発し、辛ふ じて輸送を開始すると共に、 時より大津岸和田間開通し、 一方電鉄会社共極力復旧に努めたる結果、 午後四時より岸和田貝塚間開通、 二十六日に至り漸 南海電鉄は二十三日午前十 く全線平常に

するに至れり。 阪和電鉄に於ては二十三日午前十一時より岸和田、 大阪間の運転を開始し、 同日午後一時全線開通

(3)水上運輸機関

絶せり。 受けたると、遭難船舶及流失家屋其の他浮流物のため航行不能に陥りたる為、 岸和 田港碇泊中の船舶にして沈没、 流失、 破損せるもの亦少からず。 運送業者は何 水上の運輸は一時杜 れも相当被害を

(4)通信機関

午後六時より第一放送、 のみを一時間毎に放送し、 迄放送を継続したるも、 に至り市内の通話は一部可能となり、九月二十九日を以て漸く復旧するに至れり。又ラヂオは二十 り電信電話も一切其の効用を失ひたり。此に於て当局は極力之が復旧に努力したる結果、二十七日 一日午前七時四十分気象放送中電線杜絶したるを以て已むを得ず予備蓄電池により同十時三十分 |水害の為め凡ゆる交通機関は杜絶し、 午後零時四十分よりは唯、 同六時二十五分より第二放送の復旧を見るに至れり。 午後十時迄継続したり。 通信機関も亦停止せられ、 然れ共翌二十二日に至り漸 時報、 気象、 災害ニュー 電線の切断と電柱の倒壊に ス_、 く平常に復し、 官公署の公示事項 因

(5)瓦斯機関

旧せり 本市に供給せる泉州瓦斯は相当の浸水を見たるも、甚大なる被害を蒙ることなく二十三日に至り復

(6)商業

今次 額の概要左の如し。 千戸は其の被害の程度の差こそあれ、何れも損害を蒙らざるものなく、 高潮に因る浸水に見舞はれたるを以て、 の風水害に因り小売商店に及ぼしたる影響極めて甚大にして、現在市内に於ける小売商店約二 下野町 大北町、 中北町、 中之浜町等海岸に面したる所にして、 家屋の損傷、 商品の被害も亦甚大なるものあり、 之等商店は風害に加ふるに 就中最も被害甚大なるは並 其の損害

計	水害ニョルモノ	風害ニョルモノ			
九	五	四		店被 害	
六五〇	五六〇〇	五五〇	円	見積高	会社経営
五八〇	三 三 同	\	円	見積高	ノ モ ノ
二九五〇	<u>-</u> 000	三 五 〇	円	計	
四五	吾			店被数害	個
10000	- 8000	<u> </u> 0 8	円	見積高高	人経営ノモノ
元 六 の	- 八九〇〇	九七〇〇	円	見 積 高温	モ ノ
六七〇〇	一八九〇〇	- 五八〇〇	円	計	

(7)工業

せば左の如し。 起の見込立たざるの状態にして其の回復は極めて困難なるものあり。今之等工場の被害の状況を示 因り容易に事業の恢復困難なるもの相当多数に上り、中にも中小工業者にして資金乏しきものは再 電力機関の故障に因り機械の運転不能に陥り作業の停止止むなき状態に立ち至りたるもの、全壊に 大小二百に達せんとする本市工場にして被害を蒙らざるは殆どなく、 或は倒壊、或は大破し、就中

合 計	其の他一業	万斯及電気業	食料平業	印刷及製工業	品工場	化学業	窯業	機械器工業	金属一業	紡績業		業 種 別	
—	Ξ	素 一	八	素 三	六	_	五	素 七	_	Ξ		職 工 工 場 数 及	_
<u>=</u>	<u> </u>	= 8	<u>=</u>		- 8	8	至8	<u>=</u>	<u>-</u> 8	茶000	円	—— 作 業 場	I
		 8									円	 倉 庫	場建
五	<u>-</u> 8	8			<u> </u>		8			<u>=</u>	円	事 務 所	· 築
 全		Ē Ō					8			五8	円	事務所 社宅其他	物
<u>√</u>		<u>=</u>	<u></u>		= 8	8	8	<u>=</u>		- - - - - - - - - -	円	設備機械	
天 六八0 四人0 三元 五日 4天0 1 四〇 1 三元0 六五四 九〇10	= 8	8	8		<u> </u>	8	五台	8		拉8	円	原料持額	•
11 18 18 18 18 18 18 18	8	8	<u>五</u> 8		五	#8	₹ 8	<u>=</u>			円	—— 製 品	
公里 四〇	= 8	8	<u></u>	<u>=</u>	= S	Ē	- - -	立 D		四0000	円	被其の害他	
<u>л</u> 8 0	<u></u>		= 50	8	一一一一	<u>=</u>	芸 云	盘 Ö	8	三五四五8	円	計	

(8)運送業

貨物運送船の沈没せるもの七隻、流失せるもの二隻、大破せるもの十六隻、其の他損傷を蒙れるも の数十隻に達し、船具の被害又甚大にして、其の見積金額一萬五千円を算す。

(9)漁船の被害

損せる船舶枚挙に遑なき状態にして、本市に船籍を有する船舶合計二百六十五隻に対し、 今次の風水害な因り高潮と相俟って海浜に繋留したる漁船の被害最も激甚にして、沈没、 の遭難船あり、 全船舶の二一、九%は被害を蒙りたり、 其の概況を示せば次の如し。 五十八隻 流失、破

合 計	漁船	小廻船	発動機船	帆船	区別
六		=		四	沈没
六		_		五	陸揚
Ξ	Ξ	八		=	破損
Ξ	Ξ		_		流失
					浸水
					座礁
五八	蓋	=	_	_	計

本市に船籍を有する船舶数

帆船六八隻 発動機船二〇隻 小廻船三一隻 漁船一四六隻 合計二六五隻

五、農林漁業被害状況

(1)農業

るべし。 害多く、 受精直後に強風に打たれ、穂摺に依り被害激甚にして、特に生育良好出穂開花の遅延せるもの程被 倒伏し、被害の甚敷ものは約五割以上の減収を予想せられ、晩稲は倒伏の程度比較的尠きも、 今次の風水害に依る農家の被害又看過すべからざるものあり、就中農作物中早稲、中稲は殆ど全部 日を 径 ると共に白穂を出現し、甚敷減収を予想せらるゝも、 平均すれば約四割の被害な 開花

次に蔬菜類に於ては生育の初期にある秋蒔の大根及葉菜類は何れも甚だ敷き損傷を受け、発育上多 大の損碍を蒙り、 其の損害は通じて六割見当とす、其の概況左の如し。

合	チー	蔬	水	種
計 	チーセル	菜	稲	別
	苗圃三反	七五反	一一九四反	被害面積
	三割	六割	四割	被害程度
	10000本		二八〇石	被害数量
三九一八〇円	六六〇円	- 四〇〇円	二八〇石	被害見積金額

斃死又に喪失せるもの多数に上りたり、 次に鶏舎納屋等の全壊、半壊、 流失、水路、 其の概況を示せば左の如し。 井堰、 溜池堤塘等の決潰損害も亦甚大にして、 家鶏の

(附)家禽	計 —	井 堰	水路	溜池堤塘	納屋	鶏舎	玉葱小屋	種別
		二ヶ 所	三七〇間	二〇〇間	二〇棟	一七〇坪	三〇棟	員数
		破損	同	破損	同	同	全壊	摘要
	二五四〇円	- 五〇〇円	七四〇円	1000円	1000円	六四〇〇円	九〇〇円	金額

種

別

被害戸数

被害価格

鶏

一五戸

一二〇羽 製量

四四円

(2)林業

針葉樹其ノ他	種別	
五三反	被害面積	
四割	被害程度	
八000円	被害金額	

(3)漁業

本市に於て被害の特に激甚なりしは漁業にして、 惨状言語に絶するものあり、 今茲に被害の主たるものを掲記すれば左の如し 漁船、 漁具、 納屋の大部分は流失、 大破し、 其の

計	釣 業	釣 業	打 瀬 業	打瀬業		業 務 別	
	発動機船	動力ヲ有セザルモノ	発動機船	動力ヲ有セザルモノ		種別	漁
— 四 三	四	九 一	一八	<u>-</u>		隻数	船
一七三六〇	六〇〇	八五六〇	五〇六	三〇九四	円	損害見積額	7914
四八			<u>_</u> 五	Ξ		隻数	 漁
一八二四〇			九 00	九一四〇	円	損害見積額	具
Ξ				Ξ		負傷者	乗組員

七五〔泉南郡春木町勢要覧〕

昭和十年六月春木町役場発行

昭和九年風水害記録

収容、救護、浸水ノ排除作業等ニ努メタルヲ以テ人心漸ク平静ニ帰シタリ、茲ニ当時惨害状況ヲ述 ベテ他日ノ参考二供ス 昭和九年九月二十一日払暁突如襲来シタ颱風八夥シイ惨禍ヲ残シタ、加之気圧低下二高潮襲来シ其 ハ多数ニ上リ通信機関・交通機関ハ杜絶シ、甚大ナル惨害ヲ蒙リタリ、為ニ之レガ救助ト復旧事業 ノ最善ヲ尽スベク緊急町会協議会ヲ開キ対策ヲ講究シ各種団体ノ総出動ヲ行ヒ死傷者及避難者ノ ノ被害ハ有史以来類例ノナキモノデアッタ。此ノ自然ノ暴威ニ因リ死傷者ヲ出シ建築物ノ倒壊半壊

御救恤金御下賜

州国皇帝陛下ヨリ御救恤金御下賜アラセラレ、 風水害ノ惨状畏クモ天聴ニ達シ、天皇皇后両陛下ヨリ格別ノ思召ヲ以テ御救恤金御下賜ヲ拝シ、又 王家、 公家並二伏見軍令部長宮殿下・東久邇第四師団長宮殿下ヨリ御下賜金ヲ賜ハリ、 厳カニ伝達式ヲ挙行シ、罹災申告者ニ伝達シタリ

建築物被害

二依ル二重ノ災厄二遭遇シ、其ノ惨状見ルニ忍ビザル光景ヲ現出シタリ、其ノ被害ヲ風害水害ニ区 颱風ニ煽ラレテ建築物ノ倒壊、半壊シタルモノ多数ヲ算シ、殊ニ沿岸地域ノ住家ハ高潮ノタメ浸水

一非住宅	水害 (住宅	一非住宅	風害 (住宅	
	7			流失
			2	焼失
		5 4	2 2	全 壊
		1	2 5	半 壊
		2	1	大破
6 3	2 0 4			床上浸水
4 5	1 7 8			床下浸水

デアツテ公共建築物トシテ被害ヲ受ケタルモノハ、春木尋常高等小学校二階建校舎一棟倒壊ト、講 堂ノ半壊ガ主ナルモノデ、 傾斜屋根ノ破損ハー般家屋ト共ニ各棟共甚大ナ災害ヲ被ツタノデアル

2 死傷者

者ニシテニ十日以上ノ治療ヲ要スルモノ5人、 倒壊シタル家屋二圧セラレテ痛々シイ死ヲ遂ゲタルモノ2人、其ノ他ノ原因ニ因ル死者2人、 其ノ他ノ軽傷者続出セルノ状況デアツタ

3農産物被害

農産物被害状況ヲ表示スレバ

水稲 」「収穫皆無 85反 229石 計22.000水稲 」「収穫皆無 85反 229石 計22.000被害 一被害見積価格

(其)他 1184 651

蔬菜類 \ 収穫皆無 48 ? 計6.700

〔其 1 他 2 9 ?

ニシテ大ナル損害ヲ蒙リタリ、殊ニ水稲ハ開花結実期デアツタ関係上其ノ被害ハ甚大デ、農家経済

ヲ一層苦境ナラシメタリ

4 畜産物被害

死二因ルモノデアル 畜産物被害見積価額八千二百円、内畜舎倒壊又ハ破損価額ハ二千九百円ニシテ、其ノ他ハ家禽ノ斃

5林野被害

0 7 本町八林野トシテ神社有ノー町五反アリ、何レモ針葉樹ニシテ樹齢八数百年以上ニシテ、其ノ数 本損害価額ハ三千円以上ニシテ荒廃ノ状態ニアリ

6漁船被害

潰三十艘デ、損害価額八二千円余、動力ヲ有セザル漁船九十五艘ニシテ、全潰三十三艘、半潰六十 漁業方面ニ於テハ高潮襲来ノタメ漁船ノ破損最モ多ク、之ヲ種類別ニ分ツト、動力ヲ有スル漁船半 之ガ損害価額ハー萬一千余円トナリ、 外二漁具一式ノ損害額ハ六千二百余円ノ多額二達ス

7商業被害

商業方面ニ於テ八暴風ト高潮襲来ニ依リ其ノ被害モ亦相当多額ニ上リ、就中沿岸地域ノ業者八店舗 ノ被害多ク、 被害店数八個人経営ノ112、 損害見積額ハー萬余円ヲ算シタリ

8工場被害

テ、損害額八十七萬三千余円ニ達シ、産業方面ニ於ケル被害ノ第一位ヲ占ム アル関係上、浸水被害ハ激甚デアツタ、今之レヲ業種別ニ分ツト紡織工場ノ10、 本町八水陸運輸ノ便アルヲ以テ、綿糸紡績、煉瓦製造工場等ノ規模相当大ナル工場ハ何レモ沿岸ニ 雑工場ノ1ニシ

9義捐金

金品ヲ区分スレバ次ノ通リデアル 屋ノ倒壊ニ依リ住ムニ家ナク家具家財ヲ損傷シタ人々ニ対シ、各方面ヨリ大阪府、大阪毎日、朝日、 悲惨ノ限リヲ尽シタ大風水害ニ因リ、着ルニ衣ナク、臥スルニ夜具ナキ罹災者ヤ犠牲者ノ遺族、家 両新聞社二委託シタル義捐金ヲ本町ニ配分セラレタルモノ、亦ハ直接ニ本町ニ配達セラレタル義捐

其ノ他	一朝日新聞	大阪〔毎日新聞	大阪府	
	6 5 4	6 6 0	8 4 7 0	義捐金
			5	慰問袋
			1 2 0	衣服類
3		白		寝具類
2		白米25斗	7 7 0	食料品
8 2			5 9 0	文房具類
			3 2 5	其ノ他

各種団体ノ活動

シ、夜間警備ノ勤務二服シ、浸水地帯ノ井戸浚へヲ行ヒ、衛生組合ハ負傷者ノ救護収容ヲ為スノ 青年団ニ於テハ団員ヲ召集シ、焚出ノ配給、海岸浸水地帯ノ配水作業、夜間警備等ニ、又在郷軍 人分会ハ町内ヲ巡視シ、高潮襲来地帯ノ罹災者救助ト夜間警戒ニ努メ、消防組ハ火災消火ニ出動 負傷者ノ看護二努力セラレタリ。 浸水地帯ノ井戸浚、消毒薬品ノ撤布等ニ奉仕シ、 国防婦人会、処女会八協力シテ罹災者ノ焚